

# 本巢市国土強靱化地域計画

～強く、しなやかで活力あるまち・本巢を次世代に引き継ぐために～



本 巢 市

表紙写真 左上

濃尾地震により発生した根尾谷断層（道路より左）と根尾谷地震断層観察館（右端）

表紙写真 右下

平成 14 年災害（台風 6 号）によって出水した根尾川の様子

## — 目 次 —

はじめに	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	1
第1章. 強靱化の基本的考え方	2
1. 目指すべき将来の地域の姿の想定	2
2. 基本目標	2
3. 強靱化を推進する上での基本的な方針	2
4. 計画策定の進め方	4
第2章. 本市の地域特性	5
1. 地理的・地形的特性	5
2. 気候的特性	6
3. 地質と活断層	7
4. 過去の災害	8
5. 社会経済的特性	9
第3章. 計画策定に際して想定するリスク	11
1. 巨大地震（南海トラフ地震、内陸型直下型地震）	11
2. 風水害（洪水・土砂災害）	12
3. 雪害	12
4. 火災	12
第4章. 脆弱性評価	13
1. 脆弱性評価の考え方	13
2. 「起きてはならない最悪の事態」の設定	13
3. 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価	15
第5章. 強靱化の推進方針	16
1. 推進方針の整理	16
2. 施策分野ごとの強靱化の推進方針	16
第6章. 計画の推進	41
1. 施策の重点化	41
2. 毎年度の年次計画の策定	44
3. 計画の見直し	44
別紙1（リスクシナリオごとの脆弱性評価結果）	別紙 1 p
別紙2（施策分野ごとの脆弱性評価結果）	別紙 20 p
別紙3（リスクシナリオごとの推進方針）	別紙 37 p



# はじめに

## 1. 計画策定の趣旨

我が国の国土は、地震、津波、暴風、竜巻、豪雨、地滑り、土砂崩れ、土石流、洪水、高潮、火山噴火、豪雪など極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件にあり、これまで阪神・淡路大震災、東日本大震災など数多くの災害に繰り返しさいなまれてきた。

様々な自然災害発生の際に、甚大な被害から長期間をかけて復旧・復興を図るといった事後対策の繰り返しの避け、事前の防災・減災対策と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することで、いかなる災害等が発生しようとも最悪の事態を回避することを目的に、国において、平成25年12月「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行された。

国土強靱化基本法第13条では、市町村は国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「国土強靱化地域計画」を定めることができると規定されている。

本市においても、風水害や巨大地震など、いかなる自然災害が発生した場合でも機能不全に陥らず、強く、しなやかな本巣市を実現するため、本巣市国土強靱化地域計画を策定するものである。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものであり、災害リスクごとに対策を定めたものではなく、あらゆるリスクを見据えて、いかなる事態が発生しようとも最悪の事態に陥ることを避けるため、強靱な社会を事前に作りあげていく指針として策定するものである。

本市における防災対策を定めた計画として、災害対策基本法に基づく本巣市地域防災計画があり、災害リスクごとに予防対策、応急対策、復旧・復興対策について実施すべき事項が定められている。

本計画は、市の行政運営を計画的に進めるための最上位計画である本巣市第2次総合計画と整合・調和を図り、本巣市地域防災計画等の各種分野別計画の国土強靱化に関する指針となる計画として位置づけるものである。

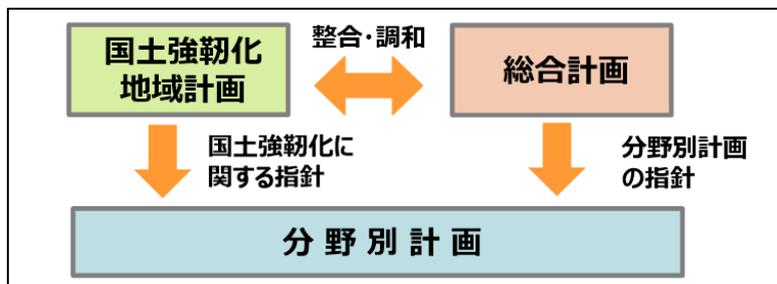


図1 本巣市第2次総合計画と国土強靱化地域計画の関係性

## 3. 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とする。

# 第1章. 強靱化の基本的考え方

## 1. 目指すべき将来の地域の姿の想定

～強く、しなやかで活力あるまち・本巢を次世代に引き継ぐために～

本計画における目指すべき地域の姿は、国、県における国土強靱化の理念である「強くて、しなやかな」というキーワードと、本巢市第2次総合計画の将来像で掲げる「活力あるまち」を踏襲し、設定したものである。

## 2. 基本目標

国土強靱化基本法第14条では、国土強靱化地域計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されている。

これを踏まえ、本巢市国土強靱化地域計画の策定にあたっては、国・県の計画と調和を図り、以下の4項目を基本目標として強靱化を推進する。

- 市民の生命の保護が最大限図られること
- 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧復興

## 3. 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化基本計画における強靱化の理念、基本的な方針や、本巢市第2次総合計画の将来像やまちづくりの視点等を踏まえ、以下の基本的な方針に基づいて強靱化を推進する。

### (1) 平時の地域づくり、市の将来像の実現との連携

本計画の推進にあたっては、少子高齢化社会が進行するなか「持続可能な成熟した社会」への発展を遂げ、本巢市第2次総合計画で掲げる将来像「自然と都市の調和の中で人がつながる活力あるまち・本巢」を実現するため、防災・減災の視点とともに、平時における地域づくりの視点をもって取り組む必要がある。

各種リスクを見据えた非常時を想定した防災対策と、本巢市第2次総合計画や地方創生との連携、産業振興、快適な住環境整備、地域コミュニティ形成といった施策を一体的に推進し、複合的・長期的な視点をもって、“しなやか”な防災社会の実現と、“活力あるまち”の実現に取り組む。

少子高齢化といった本市を取り巻く社会経済情勢を踏まえた上で、市民一人ひとりを災害対策や災害復興時の回復力の源泉ととらえ、人口の減少傾向に歯止めをかける「地方創生」の取組との連携を図る。合わせて、本巢市第2次総合計画に掲げる市の重点プロジェクトや重要施策との

相乗効果が得られるように取組を進める。

## **(2) 効率的・効果的な取組推進**

限られた財源、人的資源の中で着実に国土強靱化の取組を進めるため、効率性を踏まえた事業の選択を実施し、資源の有効活用を図る。市が策定した公共施設等総合管理計画の方針を踏まえ、既存インフラの有効活用に努めるとともに、国、隣接市町、民間事業者、市民など関係者相互の連携により取組を進める。その際、国・県と連携し、制度を最大限活用した強靱化の取組を推進する。

また、市民の需要の変化等を捉え、平時における有効活用と非常時の防災対策を両立できる施策を優先して実施する。

防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と、訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する。

## **(3) 市民協働と防災人材の育成、地域コミュニティの活用**

本県市第2次総合計画においては、「一人ひとりが自立するまち」「支え合い、つながり広がるまち」をまちづくりの視点とし、多様化する地域課題に対して、一人ひとりが自ら考え行動し、課題解決へ取り組んでいくことが重要とされている。強靱化の担い手は市民一人ひとりであるという視点に立ち、自らの災害リスクを認識し、防災気象情報、避難情報等を活用して我が身を守る行動につなげられるよう、学校や職場、自治会、自主防災組織等を通じた継続的な防災教育の取組を進める。

それぞれの地域が有する人のつながりやコミュニティ機能を最大限活用するとともに、地域の安全・安心を担う人材の育成・確保を平時から進めるなど、地域コミュニティの強化が災害時にも強い地域社会を構築する視点を持って取組にあたる。

財政状況が逼迫している中、地域の特性・実情に応じて、自助、共助、公助の取組を的確に組み合わせる必要がある。市と、企業・団体、NPO、ボランティアなどの民間事業者等との連携や、ハード対策・ソフト対策の連携による取組を進める。

#### 4. 計画策定の進め方

本計画の策定に関しては、国（内閣府）より「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」が発行されている。本計画は、同ガイドラインに記載の手順を踏襲して策定する。

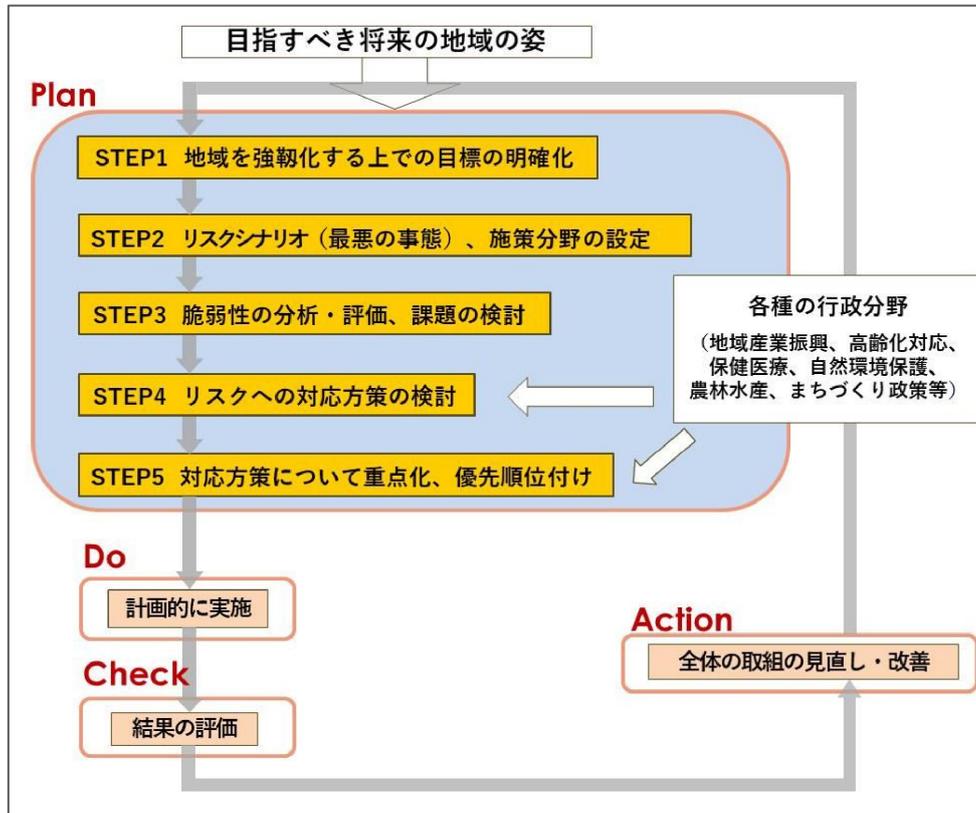


図 2 国土強靱化地域計画策定手順

出典：国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第7版）策定・改訂編（p14）



## 市内の主要な道路・鉄道

本市の道路は、市内を南北に縦断する国道 157 号を基軸とし、東西に横断する国道 303 号、418 号、主要地方道関本巢線、岐阜大野線、岐阜関ヶ原線が骨格を形成している。

都市計画道路は、東海環状自動車道、糸貫インター線（国道 157 号）、長良糸貫線の 3 路線が決定されている。東海環状自動車道は、中京圏の放射状道路ネットワークを環状道路で結び、広域ネットワークを構築することで、企業活動の向上、物流の効率化、観光活性化等の様々なストック効果が期待される。

本巢市役所から、車で県都岐阜市まで 20 分ほど、副県都大垣市までは 30 分ほど、また、名古屋市中心部まで車で 1 時間 20 分ほどである。

鉄道は、第 3 セクター樽見鉄道が南北に縦断し、住民の通勤、通学、買い物等日常の移動手段となっている。

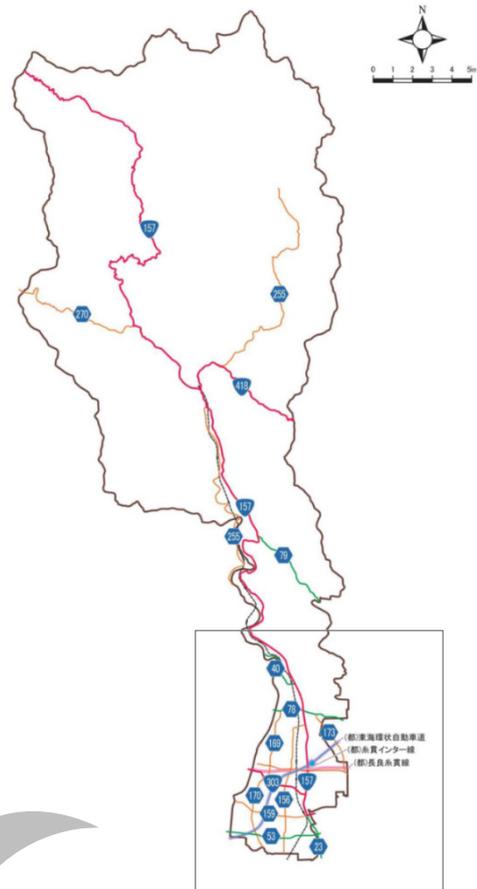


図 5 市内の主な道路

出典：第 2 次本巢市道路網整備計画

(平成 30 年 3 月 本巢市)

凡 例	
<span style="color: red;">—</span>	国道
<span style="color: green;">—</span>	主要地方道
<span style="color: orange;">—</span>	一般県道
<span style="color: pink;">—</span>	都市計画道路
<span style="color: blue;">—</span>	樽見鉄道



## 2. 気候的特性

本市の本巢、糸貫、真正地域は、太平洋岸式気候に属し、梅雨から夏にかけて南東の季節風の影響を受け、高温多湿で降雨量も多い。冬は北西の季節風の影響を受け、低温で降雨量も少ない。風は夏に南東の季節風、冬は「伊吹おろし」と呼ばれる北西の冷たい季節風が吹く。

根尾地域は、太平洋型の気候圏内ではあるが、美濃の南部の東海気候型区に対し、中央日本多雪気候型区として区別される。このため、夏は冷涼多雨、冬は寒気が厳しく 1~3 月は降雪があり、県下でも多雨地帯に属している。

### 3. 地質と活断層

北部の山地は、主に美濃帯と呼ばれる堆積岩類からなり、活断層で区切られた複雑な構造や風化の影響を受けて、崩壊を起こしやすい地質である。南部の平野部は、根尾川が氾濫して形成された扇状地堆積層や軟弱な旧河道が分布し、地震動による液状化が起こりやすい地質である。

また、本市周辺には、過去に大きな地震を引き起こした濃尾断層帯を始めとする活断層が、数多く分布している。



図 6 断層分布図

出典：第 2 期岐阜県国土強靱化計画（令和 2 年 3 月 岐阜県）

## 4. 過去の災害

### (1) 地震

「濃尾大震災」は、明治 24 年 10 月 28 日に根尾谷を震源地として発生した。このときにできた根尾谷断層は地表面に現れたものだけで全長 80km にも及んだ。根尾谷の水鳥（本巣市根尾）には、最大で垂直 6m のずれが生じた。根尾の山々は、この地震のため崩落し、山肌が一瞬のうちにはぎ取られ、木が 1 本もなくなったところが多かった。さらに崩壊した土砂が根尾川を塞ぎ、湖が形成されたところもあった。深い谷に沿って延びる道路も寸断され、谷に架かる橋も落下した。

### (2) 風水害

本市の記録的な風水害として、「昭和 40 年災害」「昭和 61 年災害」「平成元年災害」「平成 10 年災害」「平成 14 年災害」「平成 30 年台風 21 号」があげられる。

昭和 40 年災害では、台風 23 号、台風 24 号及び前線の影響により、根尾川上流域の山間部において局地的な豪雨となり、洪水による家屋の浸水、橋の流失、道路の損壊、農地の流失埋没等の被害が発生した。

昭和 61 年災害では、根尾の松田観測所で時間最大雨量 104mm を記録する局地的な集中豪雨となり、根尾松田地区で土石流災害が発生して、栃ヶ洞谷では下流の民家が土砂で埋没するなどの被害が発生した。

平成元年災害では、秋雨前線の影響により、根尾樽見地区を中心に総雨量 600mm を超える集中豪雨となり、各地の小溪流において土石流が発生し、家屋や道路等に多大な被害が発生した。

平成 10 年災害では、7 月の豪雨により、根尾越波地区や根尾下大須地区等で土砂災害が発生した。

平成 14 年災害では、台風 6 号及び梅雨前線の影響により、岐阜西濃地方で時間 100mm を超える豪雨となり、東板屋地区や松田地区等で浸水被害が発生した。特に水鳥地区の地震断層観察館においては、根尾川の氾濫により、全館が 1.5m ほど水没したため、長期間の休館を余儀なくされるなど多大な被害が発生した。

平成 30 年の台風 21 号では、近畿・東海地方を中心に大規模停電が発生した。市内では最大 4,500 戸に及ぶ停電被害が発生した。

### (3) 雪害

本市の記録的な雪害として「昭和 56 年豪雪」「平成 18 年豪雪」があげられる。

昭和 56 年豪雪では、樽見観測所で月最深積雪 164cm を記録し、建物破損の被害や、集落の孤立が発生した。

平成 18 年豪雪では、樽見観測所で観測史上最高の月最深積雪 171cm を記録し、建物破損の被害や、屋根から落ちた雪に埋もれて死亡する人的被害が発生した。

## 5. 社会経済的特性

### (1) 人口

本市の人口は、平成 22 (2010) 年まで増加傾向を示していたが、以降減少傾向に転じた。平成 27 (2015) 年では 33,995 人となっている。

年齢 3 区分別の人口では、平成 12 (2000) 年には老年人口 (65 歳以上人口) が年少人口 (15 歳未満人口) を上回り、平成 27 (2015) 年では、老年人口が 9,442 人、年少人口が 4,849 人となっている。これに伴い、生産年齢人口は減少し、平成 27 (2015) 年では 19,665 人となっている。

総人口の推計では、いずれの推計パターンとシミュレーション※においても人口が減少傾向となっている。

#### ※推計パターンとシミュレーション (図 8)

パターン 1：社人研推計準拠、シミュレーション 1：自然増減、シミュレーション 2：社会増減、  
本巢市推計：岐阜県推計準拠

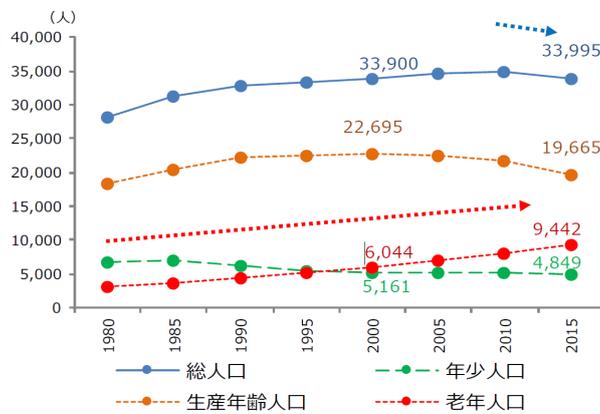


図 7 人口の推移

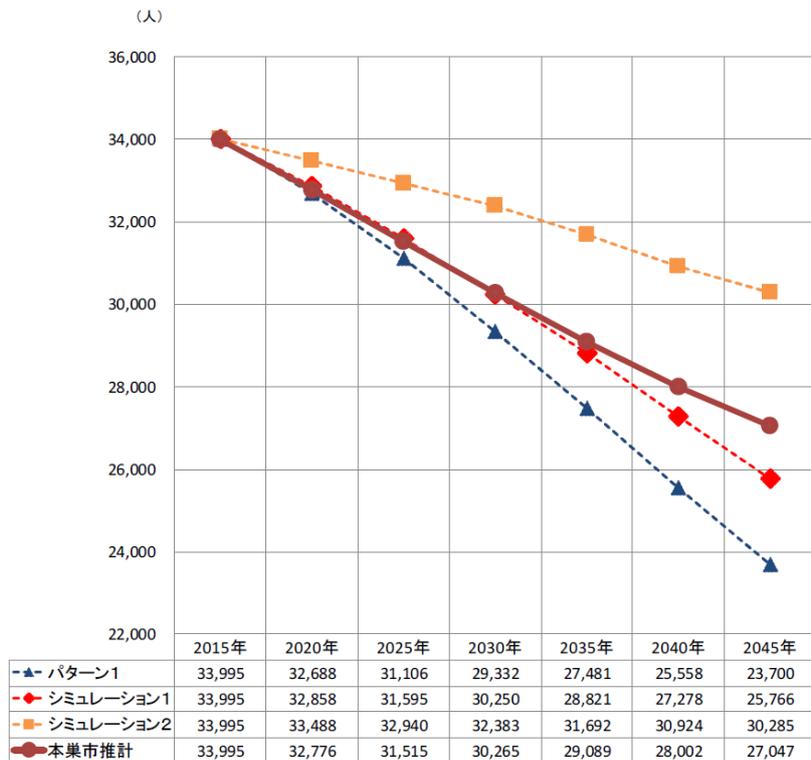


図 8 推計パターン別にみた総人口の推移

出典：本巢市人口ビジョン (改訂版) (令和 2 年 3 月 本巢市)

## (2) 経済活動

本市の市内総生産額の推移をみると、平成 21（2009）年度までは減少し、平成 23（2011）年度から増加している。統計上直近の平成 29（2017）年度は約 1,223 億円となっている。

産業大分類別に見た売上高の構成比についてみると、本市は、岐阜県、全国と比べて、製造業の割合が高く、約 6 割となっている。次いで、建設業、卸売業及び小売業の順で多くなっている。

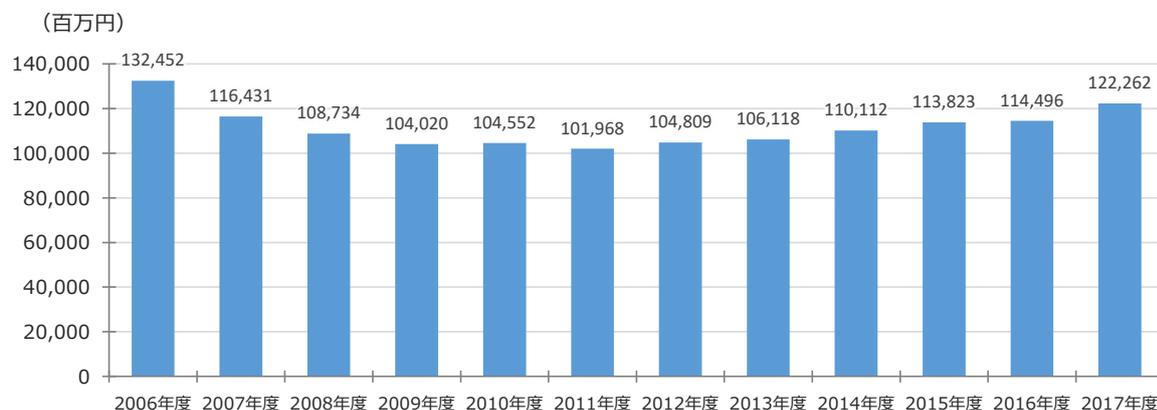


図 9 市内総生産額の推移

出典：平成 29 年度市町村民経済計算結果（令和 2 年 3 月 岐阜県）

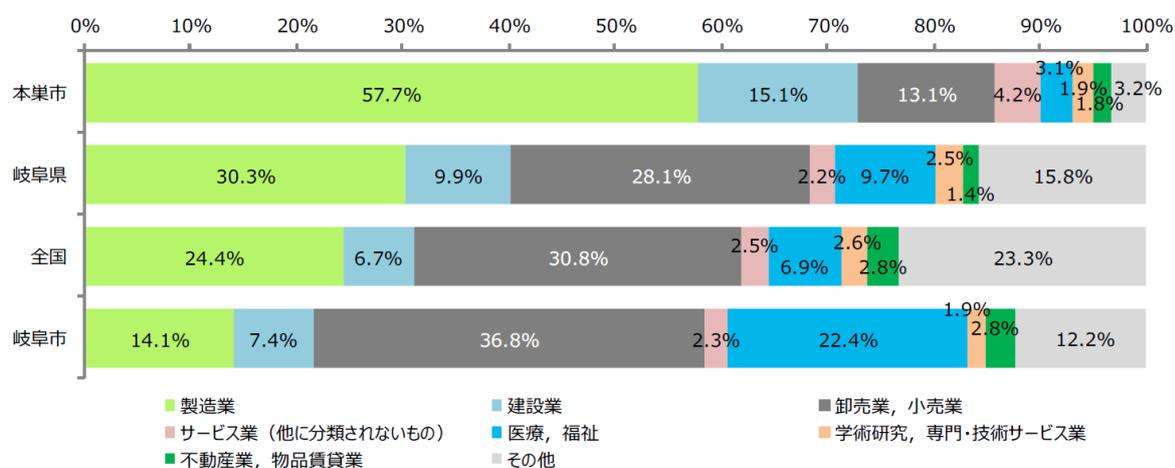


図 10 産業大分類別に見た売上高の構成比

出典：本巣市人口ビジョン（改訂版）（令和 2 年 3 月 本巣市）

### 第3章. 計画策定に際して想定するリスク

本計画においては、本市において発生頻度が高い災害類型である風水害や、雪害、火災、ひとたび発生すれば甚大な被害が生じる巨大地震等の大規模災害を想定するリスクを対象とする。

また、地域的な特性があるため、4地域ごとに想定するリスクを設定する。

表 1 本巣市の想定する自然災害

自然災害	災害の想定	根尾	本巣	糸貫	真正
巨大地震 (南海トラフ地震、 内陸直下型地震)	巨大地震による建物、公共施設の被害	○	○	○	○
	地震による密集市街地の大規模火災			○	○
	液状化による建物、公共施設の被害		○	○	○
風水害	集中豪雨による根尾川の破堤氾濫		○	○	○
	集中豪雨による中小河川の氾濫	○	○	○	○
	集中豪雨による土砂災害	○	○	○	
雪害	豪雪による災害	○			
火災	暴風による林野火災	○	○	○	
	暴風による密集市街地の大規模火災			○	○

#### 1. 巨大地震（南海トラフ地震、内陸型直下型地震）

本市は、日本史上最大級の内陸型直下型地震である濃尾地震により、大きな被害を受けた経験を持つ。

内陸型直下型地震の原因となる本市周辺の主な活断層としては、「揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯」「養老-桑名-四日市断層帯」がある。

揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯地震が発生すると、岐阜・中濃圏域の一部で震度7が予測され、本巣市では震度6強の揺れが予測される。断層に近い地域では衝撃的な揺れにより液状化のおそれがある。

養老-桑名-四日市断層帯地震が発生すると、断層に近い岐阜・西濃圏域で震度7が予測され、本巣市では震度6強の揺れが予測される。断層に近い地域では衝撃的な揺れにより液状化のおそれがある。

南海トラフ地震が発生すると、岐阜県全域が震度5強以上の揺れに見舞われ、本巣市では震度6弱の揺れが予測される。地震動の継続時間が長いこと、緩い地盤のほとんどの範囲で液状化のおそれがある。

巨大地震による建物・公共施設の被害は、市内全域で想定される。地震による密集市街地の大規模火災は、市街地である糸貫地域と真正地域、液状化による被害は、本巣地域、糸貫地域、真正地域で想定される。

## 2. 風水害（洪水・土砂災害）

本市は、過去に幾度も豪雨に伴う洪水や土砂災害により、大きな被害を受けた経験を持つ。

市域は、県内でも最も多雨な地域にあり、低平地に人口が集中するとともに山間部の河川沿いに集落が分布していることから、洪水や土砂災害による被害を受けやすい特性がある。

近年は、全国的にも短期的・局地的豪雨が頻発しており、現在の河川の安全度を上回る出水が発生すると、破堤や越水により、河川が氾濫し、浸水被害が発生するおそれがある。

根尾川が破堤すると、本市の南部（本巣地域、糸貫地域、真正地域）が浸水するおそれがある。また、根尾川上流部や糸貫川、犀川等の中小河川についても、市内の至る所で、河川の氾濫により浸水のおそれがある。

市内には、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所等が数多く存在しているため、山間部の根尾地域や山裾部に集落が分布する本巣地域、糸貫地域では、土砂災害による被害のおそれがある。

## 3. 雪害

本市は、昭和 56 年や平成 18 年の豪雪で被害を受けている。

根尾地域が豪雪地帯対策特別措置法による指定豪雪地帯となっており、豪雪地帯では、積雪・雪崩による災害、除雪中の事故、大雪による孤立集落の発生、森林の被害のおそれがある。

## 4. 火災

本市は山地や森林を多く抱え、強風乾燥下における大規模な林野火災のおそれがある。林野火災による被害は、山地や森林がある根尾地域、本巣地域、糸貫地域で想定される。

また、密集市街地では、道路・通路が狭く、建物間の距離も狭いため、地震時に建物が倒壊して避難路をふさぐおそれがある上、地震や強風で発生した火災が拡大するおそれがある。

密集市街地がある糸貫地域、真正地域で火災による被害が想定される。

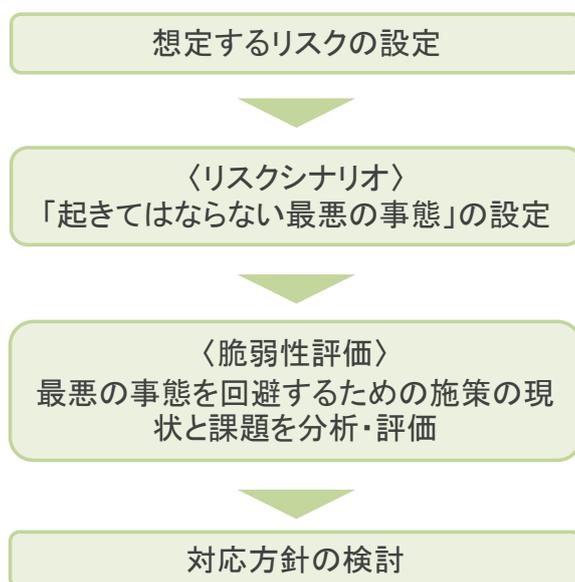
## 第4章. 脆弱性評価

### 1. 脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことである。

国・県の基本計画では、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を検討している。

本計画策定に際しても、国・県が実施した手法を踏まえ、以下の枠組み及び手順により、脆弱性の評価を行い、対応方策を検討する。



### 2. 「起きてはならない最悪の事態」の設定

国・県の基本計画では、起きてはならない最悪の事態を想定したうえで脆弱性評価を実施している。

本計画においては、これを参考に、先に述べた想定するリスクや本市の地域特性を踏まえ、「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」を設定する。

表 2 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1	巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生
		2	集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生
		3	大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生
		4	避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生
		5	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	6	被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		7	多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生
		8	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足
		9	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災
10	劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		
3	必要不可欠な行政機能は確保する	11	市職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	生活・経済活動を機能不全に陥らせない	12	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響
		13	幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
		14	食料や物資の供給の途絶
5	ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	15	ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止
		16	地域交通ネットワークの分断
		17	異常渇水による用水の供給の長期間にわたる途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	18	市街地での大規模火災
		19	河川構造物等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		20	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		21	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
7	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	22	人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ
		23	幹線道路の損壊や液状化等による復旧・復興の大幅な遅れ
		24	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		25	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

### 3. 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価

25 の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」それぞれについて、各分野の関係部局が実施している個別施策の取組状況、課題などから、脆弱性評価を行う。

また、複数の施策分野に関するリスクシナリオが多数存在することから、施策分野ごとの脆弱性を的確に把握するため、施策分野ごとの評価も行う。

施策分野は、ハード・ソフト対策の適切な組み合わせにより、一体的・効果的な取組を推進するため、市の機構（部局構成）も鑑み、9つの個別施策分野、3つの横断的施策分野を設定する。評価結果は別紙1・2のとおりである。

#### ◆個別施策分野

- (1) 交通・物流 ～交通ネットワークの強化～
- (2) 国土保全 ～河川、砂防、治山等対策～
- (3) 農林水産 ～災害に強い農地・森林づくり～
- (4) 都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～
- (5) 保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～
- (6) 産業 ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～
- (7) ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～
- (8) 行政機能 ～公助の強化～
- (9) 環境 ～廃棄物及び有害物質対策～

#### ◆横断的施策分野

- (10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～
- (11) 官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～
- (12) メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～

## 第5章. 強靱化の推進方針

### 1. 推進方針の整理

脆弱性評価結果に基づき、各々の「起きてはならない最悪の事態」及び脆弱性評価を行うにあたり設定した12の施策分野について、今後必要となる施策を検討し、推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）として整理する。

リスクシナリオごとの推進方針の検討結果は別紙3のとおりである。

### 2. 施策分野ごとの強靱化の推進方針

推進方針は、目標に照らして必要な対応を12の施策分野ごとにとりまとめたものである。それぞれの分野間には相互に関連する事項があり、施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。

環境省による「第五次環境基本計画中間とりまとめ（平成29年8月）」では、『地方公共団体を始めとする地域の視点を取り入れ、SDGs※の考え方を活用して地域における各種計画の改善に資するようなものにすることが必要である。』と明記されている。本計画においてもSDGsの理念や考え方を取り入れる。

#### ※ SDGs (Sustainable Development Goals)

平成27(2015)年の国連サミットで採択された国際社会全体の17の開発目標であり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むもの。

### 施策目標とする指標の設定

12 施策ごとの推進方針に、施策目標とする重要業績評価指標（KPI）を設定する。重要業績評価指標（KPI）の目標値の設定にあたっては、本市が取り組む政策の方向性を取りまとめた「本巢市第2次総合計画」と整合を図る。なお、重要業績評価指標（KPI）は、施策の進捗状況等を踏まえ、毎年度の年次計画を設定する過程において、適宜見直しを行う。

## SDGs の視点

本県市国土強靱化地域計画では、施策分野ごとに「SDGs の 17 の目標」を関連付ける。

 <p><b>1 貧困をなくそう</b></p>	<p><b>1.貧困をなくそう</b> あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p><b>10 人や国の不平等をなくそう</b></p>	<p><b>10.人や国の不平等をなくそう</b> 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
 <p><b>2 飢餓をゼロに</b></p>	<p><b>2.飢餓をゼロに</b> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	 <p><b>11 住み続けられるまちづくりを</b></p>	<p><b>11.住み続けられるまちづくりを</b> 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
 <p><b>3 すべての人に健康と福祉を</b></p>	<p><b>3.すべての人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p><b>12 つくる責任 つかう責任</b></p>	<p><b>12.つくる責任つかう責任</b> 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
 <p><b>4 質の高い教育をみんなに</b></p>	<p><b>4.質の高い教育をみんなに</b> 全ての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p><b>13 気候変動に具体的な対策を</b></p>	<p><b>13.気候変動に具体的な対策を</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p><b>5 ジェンダー平等を実現しよう</b></p>	<p><b>5.ジェンダー平等を実現しよう</b> ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女性の能力強化を行う</p>	 <p><b>14 海の豊かさを守ろう</b></p>	<p><b>14.海の豊かさを守ろう</b> 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p><b>6 安全な水とトイレを世界中に</b></p>	<p><b>6.安全な水とトイレを世界中に</b> 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	 <p><b>15 陸の豊かさを守ろう</b></p>	<p><b>15.陸の豊かさを守ろう</b> 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p><b>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b></p>	<p><b>7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b> 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p><b>16 平和と公正をすべての人に</b></p>	<p><b>16.平和と公正をすべての人に</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p><b>8 働きがいも経済成長も</b></p>	<p><b>8.働きがいも経済成長も</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p>	 <p><b>17 パートナーシップで目標を達成しよう</b></p>	<p><b>17.パートナーシップで目標を達成しよう</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
 <p><b>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b></p>	<p><b>9.産業と技術革新の基盤をつくろう</b> 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの拡大を図る</p>		

## 強靱化の推進方針

### (1) 交通・物流 ～交通ネットワークの強化～



#### 【幹線道路、東海環状自動車道 IC アクセス道路整備】

- ・南海トラフ巨大地震の発生が危惧され、名古屋圏のゼロメートル地帯に位置する中枢機能のバックアップが期待される。そのため、道路の代替性や多重性の観点を踏まえつつ、東海環状自動車道等の整備に合わせてアクセス性の強化を図る。また、広域のかつ高規格の幹線道路を軸とした、市内の幹線道路ネットワークの構築及び本巣市道路網整備計画を推進する。

#### 【孤立集落の発生に備えた樹木伐採】

- ・本市の地形的特性上、大規模災害により集落の孤立が多発した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念されるため、道路整備等による孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を引き続き促進する。

#### 【道路ネットワークの確保】

- ・風水害、地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないように、最低限、緊急車両が通行できる機能を確保する必要がある。そのためには、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋梁の長寿命化耐震化等を推進していく。また、緊急輸送道路等の確保と共に、それに繋がる幹線道路等の整備についても、必要性等を勘案し、橋梁の長寿命化、耐震化等災害に備えた対策を進める。

#### 【道路整備・狭あい道路解消】

- ・幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を促進する。
- ・安全で安心な街づくりのために、また、緊急車両等の通行に妨げがないよう狭あい道路の整備を促進する。

#### 【無電柱化対策】

- ・電柱等の倒壊から緊急輸送道路等を確保するため、必要性等を勘案し、占用制限や無電柱化の整備をする。

#### 【道路における大雪対策】

- ・大雪等の際、早期に通行の確保を図るため、除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制の強化を図る。また、市内の軸道路を管理する県との連携を密にする。

#### 【道路啓開の迅速な実施】

- ・発災時に「本巣市地域防災計画」にある「啓開作業の実施」に基づく対応が確実かつ迅速に実

施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する。

#### 【運輸・交通事業者の災害対応力強化】

- ・ 暴風雪や豪雪等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道等の車内に多数の旅客が取り残される事態を回避するため、事業者、周辺自治体との情報共有や連絡体制を確立する。また、事業者に風水害タイムラインに応じた行動指針の策定を促す。

#### 【樽見鉄道との連携、存続支援】

- ・ 樽見鉄道は、地域を支える重要な交通機関であることから、県及び沿線自治体などと連携し、存続を支援する。

指標名 (KPI)	〈実績値〉R1 末	〈目標値〉R7
狭あい道路整備件数	12 件	17 件
長良糸貫線道路整備事業整備率	50%/累計	100%/累計 (R4 未完成)
市道糸貫 0007 号線整備事業整備率	65%/累計	100%/累計 (R4 未完成)
市道真正 1007 号線整備事業整備率	3%/累計	100%/累計 (R5 未完成)
市道真正 1069 号線整備事業整備率	0%/累計	100%/累計 (R5 未完成)

## (2) 国土保全 ～河川、砂防、治山等対策～



### 【河川整備の促進】

- ・記録的な豪雨により、水害（洪水・内水）が頻発化・激甚化してきており、近年の気候変動等の影響を踏まえると災害リスクが高まることが予想される。そのため、ハード対策と平時の利用を考慮したソフト対策の両面を駆使し、地域特性を踏まえた防災・減災対策を推進する。

### 【砂防、急傾斜地崩壊防止、雪崩対策】

- ・土砂災害のおそれのある警戒区域の対策を県に要望し、これを促進する。また、土砂災害対策及び雪崩災害対策事業を推進する。

### 【急傾斜地及び道路法面の崩壊対策】

- ・集中豪雨等による土砂災害への予防対策として、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を推進していく。県においては、地域特性を踏まえた総合的な土砂災害対策を計画的に進められており、その一部である急傾斜地及び道路法面の崩壊による災害防止を、県と連携し計画的に事業を推進する。

### 【森林の保全・治山対策】

- ・山地における自然災害を防止するため、治山施設（土留め工・流路工等）の維持管理を実施する。

### 【TEC-FORCE の派遣体制確立】

- ・国土交通省の TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）やリエゾンについて、受入れに係る体制を確立するため、連携を強化し、応急復旧を迅速に行う体制の充実を図る。

指標名 (KPI)	〈実績値〉R1 末	〈目標値〉R7
根尾川取水堰山口頭首工の整備率	2%/累計	100%/累計 (R6 未完成)

### (3) 農林水産 ～災害に強い農地・森林づくり～



#### 【農地・農業水利施設等の適切な保全管理】

- ・農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域の活動組織が主体となった農地や農業水利施設等を保全管理する取組の支援を継続する。

#### 【農地の復旧・復興】

- ・早期の営農再開に向け様々な助成制度を活用して、農地整備を通じた農地の面的集約、経営の規模拡大を目指し競争力ある経営体を育成する。

#### 【農業施設の用排水機能確保】

- ・農業施設の経年劣化等が進行しているため、機能保全計画の策定を進めるとともに、計画的に施設の長寿命化や更新を図る。
- ・安定した食料供給に向け、引き続き基幹的農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する。

#### 【農林道の整備】

- ・「本巢市森林整備計画」等に基づく林道の計画的な整備を促進するとともに、既存林道や施設の維持管理をする。また、農業の振興を図る地域の支線的な農道等についても施設の維持管理をする。

#### 【災害に強い森林づくり】

- ・「本巢市森林整備計画」における森林機能区分に基づく個別の森林において重視する機能を持続的に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図るとともに、適正な森林施業を県とともに適宜実施し、健全な森林資源の維持造成を図る。

#### 【鳥獣害対策】

- ・災害時でも安定的に農産物を生産するために農地保全に資する防護と捕獲が一体となった総合的な鳥獣被害対策を継続する。

#### 【卸売市場施設整備の推進】

- ・災害時においても生鮮食料品等の安定供給を確保するため、卸売市場の整備を支援する。

指標名 (KPI)	〈実績値〉R1 末	〈目標値〉R7
林道舗装率	75.1%	76.0%

#### (4) 都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～



##### 【民間建築物の耐震化】

- ・平成 30 年度の市内の住宅の耐震化率は 76%、多数の者が利用する特定建築物（1 号建築物）の耐震化率は 98%となっている。防災意識の向上や支援制度の PR について、より効果的な対策を積極的に実施するとともに、耐震診断や耐震補強補助などの耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

##### 【空き家対策】

- ・平成 30 年度の住宅・土地統計調査の結果、市内には約 1,750 戸（空き家率 13.2%）の空き家の推計がされた。今後は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」等に基づき、空家等対策協議会を設置するとともに、適正な管理が行われていない空き家の利活用や除却を促進し、空き家対策を総合的かつ計画的に実施する。

##### 【ブロック塀の除却推進】

- ・ブロック塀等の倒壊による被害の防止と道路の通行の安全のため、撤去又は改修を対象に補助制度を設けており、同制度の周知を引き続き行い、ブロック塀の除却を推進する。

##### 【大規模盛土造成地対策】

- ・市内の大規模盛土造成地の把握に努めるとともに、大規模盛土造成地であると判明した場合には滑動崩落防止などの予防対策を行い、被害の軽減を図る。

##### 【帰宅困難者対策】

- ・岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査（平成 24 年度 岐阜県）に基づき、南海トラフ巨大地震の帰宅困難者は 192 人と想定され、食料、飲料水、寝具を備蓄している。今後は、備蓄品の適切な維持管理に努めるとともに、帰宅困難者の誘導、受入れ、備蓄品の配布等について、体制の強化を図る。

##### 【被災住宅への支援】

- ・被災住宅からの土砂撤去、屋根等の応急修理について災害ボランティア等との連携を強化する。また、被害認定調査と罹災証明書発行業務が迅速に行われるよう被害の状況に応じて災害救助法、被災者生活再建支援法や県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用し被災者の生活再建を支援する。

##### 【避難所の防災機能・生活環境の向上】

- ・避難所を安心して利用できるよう災害特性に応じた配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を促進する。また、可能な限り良好な生活環境を確保

する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等に配慮した環境整備を促進する。その上で、災害発生時には、業界団体と締結した協定により可動式空調機器や非常用発電機などの資機材や専門技術者を機動的に確保する。

#### 【仮設住宅、復興住宅の供給】

- ・ 仮設住宅、復興住宅として活用可能な敷地を把握しておく。また、運用にあたっては、地域コミュニティを重視する。

#### 【市街地整備の促進】

- ・ 都市の防災機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建築物が密集している地区等において、建物の耐震化、不燃化等を図る。

#### 【土地区画整理事業等の促進】

- ・ 土地区画整理事業・地区計画等を促進することにより、狭あい道路の解消を行い、火災の延焼防止等、都市防災機能の向上を図る。

#### 【公園整備の促進】

- ・ 公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、計画的に整備する。

#### 【狭あい道路解消】

- ・ 安全で安心な街づくりのために、また、緊急車両等の通行に妨げがないよう狭あい道路の整備を促進する。

#### 【地籍調査】

- ・ 土地の境界確認が円滑に行われることが、迅速な復旧、復興に繋がるため、地籍調査事業を引き続き推進する。

#### 【文化財の保護対策の推進】

- ・ 地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や、耐震調査・耐震補強等への支援を行う。

#### 【環境保全の推進】

- ・ 本市の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりを推進する。

#### 【復旧・復興体制の整備】

- ・ 復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制を整備する。

指標名 (KPI)	〈実績値〉R1 末	〈目標値〉R7
木造住宅耐震診断実施件数	191 件	202 件
木造住宅耐震補強工事实施件数	31 件	33 件
建築物耐震診断事業実施件数	9 件/累計	12 件/累計
空き家率	13.2%	13.0%
ブロック塀撤去・改修実施件数	27 件	77 件
防災拠点・避難場所へ位置つける公園整備	0 施設	1 施設
応急危険度判定士取得数 (職員)	20 人	25 人
地籍調査進捗率	20.19%	20.65%

## (5) 保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～



### 【災害医療体制の充実】

- ・ 医療機関等との連携強化などにより、災害時の医療救護体制の充実を引き続き進める。
- ・ 医療機関等との連携を強化して、重篤化を未然に防ぐ取組を推進する。
- ・ 医療機関と連携して、災害時においても救急医療が実施できる体制を確保する。

### 【福祉施設、病院の耐震化】

- ・ 民間の社会福祉施設、病院に対し、耐震化を促すなど耐震化率の向上を図る。

### 【医療施設等におけるエネルギー確保】

- ・ 災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、医療施設が行う非常用自家発電設備や給水設備等の整備に対する支援をする。

### 【福祉支援体制の構築・要配慮者の避難の確保】

- ・ 高齢者介護施設の夜間等における職員を確保するため、非常時に参集できる体制の徹底と、職員の認識を高めていくよう依頼する。
- ・ 災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者が避難する場合の、迅速な避難の確保を図るよう避難支援関係者等と調整を図る。

### 【要配慮者利用施設の避難確保計画策定促進】

- ・ 高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、水防法及び土砂災害防止法に基づき、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する。また、タイムラインを考慮し、要配慮者利用施設との連携を図る。

### 【福祉施設等への支援】

- ・ 社会福祉施設等における防災体制の整備と応援協力体制の確立について、現状に合わせた防災計画の見直しや連携体制の強化を図る。

### 【避難所環境の充実】

- ・ 令和2年5月に改訂した避難所運営マニュアルに基づき、要配慮者が安心して避難生活を送れるよう避難所環境の充実を図る。

### 【感染症対策】

- ・生活環境の変化による感染症等の発生及び拡大の防止のため、感染症予防に関する対策の強化を図る。

### 【人材の確保・育成】

- ・関係機関と連携して、医師確保の推進、就労環境の改善など、医療・介護人材の計画的な確保・育成に取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施等により医療・介護人材の災害対応力の強化を図る。

### 【被害認定調査の効率化】

- ・大規模災害時には、多くの住宅が被災し、罹災証明書の交付申請が集中することが予想される。罹災証明書の交付の遅延は、復旧・復興の遅れにつながることから、「罹災証明書交付事務マニュアル」を策定する。また、発行体制の強化を図るため、必要に応じてマニュアルを改正するほか、職員に対する研修を実施する。

### 【保健・栄養活動】

- ・不十分な健康管理による持病の悪化や新たな疾病の発症予防、生活環境の変化による心の不調やエコノミークラス症候群の予防など、災害時において迅速かつ効果的に保健活動が展開できるように対策を講じる。
- ・不十分な栄養環境による持病の悪化や低栄養を予防するため、緊急応援物資や備蓄物資を活用して、迅速かつ効果的に栄養活動が展開できるように対策を講じる。

### 【災害時健康管理体制の整備】

- ・発災初動における保健所との役割分担、関係機関等との連携体制について、具体的行動レベルでの共有・イメージ化など、平常時の準備が進んでいないことから、引き続き平時から関係機関等と連携した健康管理体制を構築する。

### 【公衆衛生意識の啓発】

- ・広報、メール配信、出前講座等により、日頃より感染症予防や災害時における健康・栄養・薬の管理の必要性を啓発し、市民意識の底上げを図る。

### 【家具固定の推進】

- ・過去の地震災害における死傷者のうち、家具類の転倒、移動による者の割合が高いことから、家具固定の必要性を、防災教育などを活用し、あらゆる世代に普及させる。
- ・家具を固定する意思はあるものの、取り付けができない高齢者等の情報を女性消防団から提供を受け、固定器具の取り付けを引き続き支援する。

**【逸走動物対策】**

- ・災害発生時、ペット等多くの動物が逸走することにより、混乱が生ずるおそれがあることから、逸走したペット等を収容するための被災動物救護所（岐阜保健所、本巣・山県センターを想定）の設置・運営に向けた対策を講じる。

## (6) 産業 ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～



### 【観光施設等の耐震化】

- ・市の管理する観光施設については、全て耐震基準を満たしているが、本巢市耐震改修促進計画に基づき、今後も建築物の耐震性能、重要度及び地震発生確率を考慮の上、耐震基準を維持するための管理を継続する。

### 【企業備蓄の推進】

- ・災害発生後の混乱する中で、各事業所が従業員を一斉に帰宅させることにより、交通結節点等各所で混雑が発生し、集団転倒の発生や、応急救助活動の妨げとなることが考えられるため、「むやみに移動を開始しない」という原則を広く周知するとともに、各事業所で従業員が待機することができるよう、事業所における備蓄を促進する。

### 【企業の事業継続支援】

- ・サプライチェーンの維持において、企業の事業継続や早期復旧が最も重要であり、BCP（業務継続計画）を策定しようとする中小企業に対し、内閣府（防災担当）が作成した「事業継続ガイドライン第三版」等の周知を実施し、策定率の向上を図る。

### 【本社機能の誘致・企業誘致】

- ・大都市近郊という地の利や東海環状自動車道西回りルート及びインターチェンジが整備されるという有利性を生かし、首都圏等に立地する企業の本社機能等の移転促進、企業誘致を促進する。

### 【観光地等の風評被害防止対策の推進】

- ・大規模災害発生時には、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する可能性があることから、正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めながらプロモーション支援等の適切な対応を実施する。

## (7) ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～



### 【孤立集落の発生に備えた備蓄の推進・通信手段の確保】

- ・集落が孤立しても自立的な生活が継続できるよう、飲料水、食料、生活用品等の個人での備蓄（1週間分程度）を呼びかけるとともに、自治会単位の備蓄の充実を促進する。
- ・孤立集落が発生しても通信手段等の途絶を回避する必要があるため、自主防災組織活性化事業補助金を活用して通信機器や非常用電源の確保を促進する。

### 【上下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進】

- ・上下水道施設全体で耐震化を進める必要があるため、防災上重要な基幹施設として位置付けた施設のうち、耐震対策が必要な水源地、配水池、基幹管路及び重要給水施設への管路について、優先的に耐震化を図ってきており、更なる耐震化及び機能強化を促進する。

### 【上下水道における業務継続体制の整備】

- ・大規模地震発生後に必要な業務を的確に行うため、平成28年熊本地震を受けて改訂された下水道BCP（業務継続計画）策定マニュアル等を踏まえ、市の上下水道BCP（業務継続計画）のブラッシュアップを促進する。

### 【合併処理浄化槽への転換促進】

- ・単独処理浄化槽（みなし浄化槽）やくみ取り便所を使用している家庭からの生活雑排水は、生活環境の悪化につながるため、下水道の整備が7年以内に見込まれない地域に合併処理浄化槽への切り替えを促進しているが、災害時には生活環境が悪化することが想定されるため、補助金や啓発活動を通じて合併処理浄化槽への切り替えを促進する。

### 【ライフライン事業者との協力連携の強化】

- ・ライフラインの復旧への協力体制を整えるため、平常時からの情報交換を行うとともに、総合防災訓練へ関係事業者に参加いただくなど、連携の強化を図る。

### 【電気事業者の災害対応力強化】

- ・電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、必要に応じ、電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の災害対応力強化及び復旧の迅速化を図るよう促進する。

### 【情報通信事業者の災害対応力強化】

- ・災害時に備え、避難施設等及び帰宅困難者の一時避難場所等における早期通信手段確保のための特設公衆電話を設置したことから、今後適正に維持管理する。また、避難所の施設数に合わせて計画的に設置する。

### 【埋設ガス管の耐震化】

- ・ 公共施設等の敷地内に埋設されている古いガス管は、鋼製のものが多くを占めており、年数の経過に伴い腐食・劣化が進行していると推測され、ガス漏えいによる火災や爆発のおそれもあるため、埋設ガス管の耐震化を促進する。

### 【道路等の復旧に係る体制の構築】

- ・ 関係団体による被害状況の調査や、公共施設の応急復旧活動への協力について、体制を構築する。また、平時から連絡を密にし、連携を強化する。

### 【大規模停電に備えた樹木の事前伐採】

- ・ 暴風・豪雪に伴う倒木による停電発生を未然に防止するため、市の所管課と電気事業者及び県関係部局が連携して事業計画を作成し、危険樹木の事前伐採を効果的かつ効率的に促進する。

### 【復旧・復興体制の整備】

- ・ 復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制を整備する。

指標名 (KPI)	〈実績値〉R1 末	〈目標値〉R7
上水道管路耐震適合率	74.9%	77.9%

## (8) 行政機能 ～公助の強化～



### 【災害対応力の強化】

- ・台風や豪雨等の発生前から予測が可能な災害において、時系列にまとめた「本巢市風水害タイムライン」に従い、出水期前に情報伝達訓練を継続して実施する。
- ・令和2年度に導入した防災情報システムの機能を活用し、情報の収集及び周知を図り、市災害対策本部の体制をより強化する。

### 【市有建築物の耐震化】

- ・市有建築物の耐震化率は98%となっている。耐震性を満たしていない施設について、今後公共施設等総合管理計画、公共施設再配置計画、公共施設等個別施設計画に基づき、廃止、統合を進める。

### 【防災拠点としての新庁舎の建設】

- ・市役所本庁舎は、災害時の司令塔として、市民の暮らしを守る拠点となる極めて重要な施設である。分散している3庁舎を統合し、災害に即応できる体制を整備するなど、防災機能を充実させた新庁舎の計画を進めており、事業を着実に進める。

### 【避難施設の確保】

- ・災害に備え、指定緊急避難場所を指定している。引き続き避難施設を確保するとともに、ハザードマップの配布等により、避難施設の位置について周知を強化する。

### 【避難所機能の充実】

- ・整備した備蓄品、設備の適切な更新、維持管理を図り、備蓄品等の保管場所を確保する。

### 【緊急地震速報時の対応強化】

- ・緊急地震速報は、音声により通知することが目的でなく、受信した各個人が適切な身を守る行動をとることが重要である。防災教育、出前講座等により、緊急地震速報を聞いたときにとっさに身を守る適切な行動がとれるよう、啓発する。

### 【住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化】

- ・防災行政無線戸別受信機を、各家庭や事業所に無償で貸し出し、難聴地域の解消を図っており、災害時に確実に機能するよう、受信状況の確認や適切な維持管理を進める。
- ・災害時に避難勧告等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、緊急速報メール、防災情報アプリやケーブルテレビの活用等、多様なツールを確保し、さらには複数のツールでの一括配信システムを導入するなど、発信の迅速化を図る。
- ・本市では、全国瞬時警報システム（J-ALERT）や緊急速報「エリアメール」サービスの活用を行

っている。また、防災情報通信システムにより県と連携を図り、引き続き災害時においても確実に運用できるよう適正な維持管理をする。

- ・被災者が安否確認に使用する通信手段として、特設公衆電話を市内 27 の指定避難所に設置している。特設公衆電話による安否確認は、災害用伝言ダイヤル（171）の使用を前提としていることから、防災訓練等で特設公衆電話の体験利用コーナーを設けるなど、災害用伝言ダイヤルの使用方法の普及を図る。また、緊急時に確実に使用できるよう適正に管理する。

#### 【公的備蓄の充実】

- ・家庭等における備蓄について、最低 3 日分以上の備蓄が奨励されていることから、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に取り組むとともに、市における非常用物資の備蓄の充実を図る。

#### 【災害用トイレ対策】

- ・災害時にトイレが不足する事態に備え、災害用トイレの備蓄を行っている。災害時における各種応援協定による民間企業との連携を図り、必要に応じて、備蓄数の見直しを図る。また、災害時における物資供給に関する協定書により、必要に応じて、仮設トイレを活用するなど、トイレ対策を進める。

#### 【災害対応力強化のための資機材整備】

- ・災害用装備資機材の配備増強を図り、配備された機器について、職員による使用方法の習熟を図る。

#### 【災害対策用資機材の確保・充実】

- ・被災した土木施設等の応急復旧を効率的かつ効果的に実施するため、本巣市建設協会の災害時応急対策用資機材の備蓄を把握し、緊急時に迅速な対応ができるよう平時における資機材の点検の実施及び関係機関との訓練を実施する。

#### 【消防力の強化】

- ・岐阜市消防本部消防庁舎適正配置計画に基づき、消防力の重複などの不均衡を解消するため、消防需要に対応した効率、効果的な消防体制の構築を図る。

#### 【救命救急体制の充実】

- ・多数の重症者が発生した場合、救急活動が遅れるおそれがある。消防団又は自主防災組織等の協力により救命救急活動を行う必要があるため、各種団体等への救命講習の受講を促進していく。

### 【被災リスク周知のためのハザードマップの管理と更新】

- ・被災の危険が高い箇所で生活するリスクの周知を行うため、住宅等購入前に不動産業者が、ハザードマップを活用し説明を行うことから、マップ更新の際は、ホームページを最新の状態にし、管理更新をする。

### 【協定締結の促進】

- ・食料等の確保体制を構築するため、民間企業等と協定を締結し、平常時から協定締結先との「顔の見える関係」を構築する。

### 【ライフライン事業者との協力連携の強化】

- ・ライフラインの復旧への協力体制を整えるため、平常時からの情報交換を行うとともに、総合防災訓練へ関係事業者に参加いただくなど、連携の強化を図る。

### 【道路等の復旧に係る体制の構築】

- ・関係団体による被害状況の調査や、公共施設の応急復旧活動への協力について、体制を構築する。また、平時から連絡を密にし、連携を強化する。

### 【ボランティア対策】

- ・災害ボランティアに対し、大規模災害が発生した際、初期対応に遅れが生ずることなく円滑に活動できるよう、事前に災害時に活躍が期待できるアマチュア無線やオフロード愛好家などのNPOの洗い出しをする。また、本巢市社会福祉協議会などの関係機関と連携し、運営訓練を実施する。

### 【業務継続体制の強化】

- ・BCP（業務継続計画）において、非常時優先業務等について定めており、引き続き非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持する。

### 【越境避難体制の充実】

- ・市域をまたいだ避難について、周辺市町と協定を結んでおり、円滑な越境避難ができるよう訓練を実施する。

### 【受援体制強化】

- ・災害時相互応援協定により、他自治体からの応援を受けられることとなっており、受援体制について、災害時広域受援計画を策定する。応援職員が円滑に応急業務を実施できるよう、マニュアル類の充実を図る。

### 【広域連携の推進】

- ・広域避難や県境道路の整備、災害時の広域応援体制の強化や帰宅困難者対策など、広域的に取り組むべき課題について、県、隣接市町との連携の強化を図る。また、災害時広域受援計画の策定を進める。

### 【復旧・復興体制の整備】

- ・復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制を整備する。

指標名 (KPI)	〈実績値〉R1 末	〈目標値〉R7
耐震化未改修数	3 件	0 件
福祉避難所数	3 箇所	8 箇所
災害応援協定新規協定締結数	1 件/年	1 件/年
公共施設の耐震化率	98%	100%

## (9) 環境 ～廃棄物及び有害物質対策～



### 【再生可能エネルギーの導入拡大】

- ・地域の資源を最大限に活用してエネルギーをつくり、これをできるだけ地域で使っていく「エネルギーの地産地消」を進めるため、本市の恵まれた地域資源である太陽光などを活用した再生可能エネルギー利用を推進し、市域における温室効果ガス排出量の削減と災害時におけるエネルギーセキュリティの向上の両立を図る。

### 【環境中の汚染物質の測定体制の充実】

- ・汚染物質の環境中への大規模放出が発生した場合に、迅速に覚知し、注意喚起が取れるよう、体制の維持・強化を図る。

### 【災害廃棄物処理体制の充実強化】

- ・衛生的な生活環境を保持するためには、災害廃棄物を円滑に処理することが必要なため、「本巢市災害廃棄物処理計画」に基づき仮置き場候補地を選定するなど、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整えているが、計画の更新、災害に強靱なごみ焼却施設の整備など、引き続き処理体制の充実を図る。

### 【河川に流出したごみ等の撤去】

- ・河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図る取組にあわせて、災害発生時に流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る。

### 【火葬体制の確立】

- ・災害時の遺体の取扱い、埋・火葬を的確に遅滞なく行うため、関係機関と連携し、体制の強化を図る。

## (10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～



### 【防災教育の推進】

- 子どもを通じて、その親世代の防災意識の向上を図るため、園や学校において、家庭や地域と連携した防災教育の取組を継続的に進めるとともに、自主的な取組を促進する。

### 【適切な避難行動の周知啓発】

- 浸水が始まった段階での避難場所への「水平避難」は、水路への落下等様々な危険を伴うため、ハザードマップや本巢市風水害タイムラインを活用し、水害リスクと併せて、「垂直避難」「屋内退避」など状況に応じた適切な避難行動を行う必要性について、一層の周知を進める。また、根尾地域と南部3地域については、地域特性が異なるため、今後2種類のタイムラインを作成する。

### 【避難行動要支援者への対策】

- 定期的な避難行動要支援者の把握、名簿の更新を行うとともに、対応が必要な事項を把握する。また、避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難できるよう平常時から情報を提供し、地域で避難行動要支援者の避難支援タイムラインを作成し連携できる体制を確立する。

### 【ハザードマップの活用】

- 緊急的に命を守るために避難する「指定緊急避難場所」と災害後に避難生活を送る「指定避難所」を指定しており、各種ハザードマップや本巢市風水害タイムラインにより、一層の周知を図る。その際、両者の性質の違いや災害種別によっては使用できない場合があることについても、併せて周知する。

### 【外国人への情報伝達】

- 災害時の避難施設を外国人にも周知するため、避難場所表示看板の多言語化や、JIS規格及び国土地理院で定めるピクトグラムを活用する。

### 【要配慮者利用施設の避難確保計画策定促進】

- 高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、水防法及び土砂災害防止法に基づき、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する。また、タイムラインを考慮し、要配慮者利用施設との連携を図る。

### 【消防団の強化】

- ・大規模災害における消防団の救命救助活動に必要な装備の資機材の充実を図り、団員の人材確保と育成を図る。

### 【自主防災組織の育成】

- ・市内 113 の地域で自主防災組織が組織され、防災訓練等積極的な防災活動に取り組んでいる。地域特性に応じ各組織が必要な資機材を配備できるよう、活性化事業補助金を継続するとともに、防災士資格取得を促進するなど、活動支援を行っており、引き続き支援する。

### 【防災士育成】

- ・地域が主体的に避難所の運営を行うことにより、平常時のコミュニティを活かした運営の円滑化、職員が他の復旧業務に従事することによる復旧の迅速化も見込むことができるため、高度な防災知識と技能を有し、地域の防災リーダーとなる防災士を育成し、地域の避難所運営能力の向上を図る。

### 【応急危険度判定士育成】

- ・余震等による二次災害を防止するため、地震による被災建築物の危険度判定を行う地震被災地建築物応急危険度判定士の計画的な確保と、地震災害時に迅速に活動する体制の整備を図る。

### 【人材の確保・育成】

- ・関係機関と連携して、医師確保の推進、就労環境の改善など、医療・介護人材の計画的な確保・育成に取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施等により医療・介護人材の災害対応力の強化を図る。

### 【個人備蓄の推進】

- ・大規模災害発生後には、物資供給の停滞により、必要な食料等の入手が困難となる可能性があるため、家庭等における 3 日分以上の備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組む。

### 【家具固定の推進】

- ・過去の地震災害における死傷者のうち、家具類の転倒、移動による者の割合が高いことから、家具固定の必要性を、防災教育などを活用し、あらゆる世代に普及させる。
- ・家具を固定する意思はあるものの、取り付けができない高齢者等の情報を女性消防団から提供を受け、固定器具の取り付けを引き続き支援する。

**【建設業の担い手育成・確保】**

- ・地域の復旧・復興の中心となる建設業を担う人材の育成・確保を図るため、魅力ある労働環境の整備などを通じて、将来にわたって希望と誇りの持てる建設業の確立を支援する。

**【TEC-FORCE の派遣体制確立】**

- ・国土交通省の TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）やリエゾンについて、受入れに係る体制を確立するため、連携を強化し、応急復旧を迅速に行う体制の充実を図る。

指標名 (KPI)	〈実績値〉R1 末	〈目標値〉R7
避難行動要支援者への平常時からの情報提供同意率	39%/年	42%/年
防災士認証者数	107 人	135 人
消防団員充足率	94.9%	100%
自主防災組織活性化補助組織数	50 団体	60 団体
防災訓練の参加人数	10,145 人/年	11,000 人/年

## (11) 官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～



### 【民間企業の避難場所の活用と連携】

- ・災害時における各種応援協定に基づき、民間企業の避難場所の提供が受けられるよう、平時から地元企業と自治会との連携を密にし、避難場所の確保充実を図る。

### 【支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化】

- ・生活必需物資や医療救護など災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進めるとともに、災害時において確実に活動できるよう、各協定締結団体と平時からの「顔の見える」関係を構築するとともに実践的な共同訓練を実施する。

### 【救出救助に係る連携体制の強化】

- ・救出救助に係る関係機関へ迅速な要請ができるよう、自衛隊、警察、消防等の関係機関及び民間事業者等と連携を密にする。

### 【運輸・交通事業者の災害対応力強化】

- ・暴風雪や豪雪等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道等の車内に多数の旅客が取り残される事態を回避するため、事業者、周辺自治体との情報共有や連絡体制を確立する。また、事業者に風水害タイムラインに応じた行動指針の策定を促す。

### 【災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成】

- ・大規模災害発生時に「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議」と速やかに連携し、ボランティアの受入体制を整備する。また、ボランティアの受入体制を事前に整備するため、平時から社会福祉協議会等関係機関との意見交換や研修・訓練などを通じて、「顔の見える」関係づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図る。
- ・大規模災害時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、職員を養成する。

### 【防災・減災データの提供推進】

- ・オープンデータを扱うポータルサイトにおいて、土砂災害警戒区域や緊急輸送道路などの防災に係るオープンデータの提供を進めているが、民間でのデータ利活用を促進するため、より使いやすいデータの提供を進める。

指標名 (KPI)	〈実績値〉R1 末	〈目標値〉R7
災害応援協定新規協定締結数	1 件/年	1 件/年

## (12) メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～



### 【公共施設等の維持管理】

- 平成 29 年 3 月に公共施設等総合管理計画、平成 30 年 3 月に公共施設再配置計画を策定した。それらに基づき公共施設の維持管理における優先順位の考え方や対策等を整理した個別施設計画を令和 2 年度に策定し、計画的な維持管理・更新を行う。また、公共施設等総合管理計画については、原則 10 年に 1 度のスパンでの見直しを実施し、順次充実を図る。

### 【市営住宅の維持管理】

- 市営住宅の老朽化については、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「本巢市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行う。

### 【河川・水路施設等の維持・長寿命化対策】

- 河川・水路施設等が機能効果を確実に発揮するよう、河川構造物の長寿命化計画の策定や計測、監視機器の設置など、予防保全に努め防災、減災を図る。また、市の管理河川の流末となる国、県管理河川の早期整備を促進する。

### 【道路施設の維持・長寿命化対策】

- 高度成長期以降の、集中的な道路整備に伴い、多数の橋梁や道路舗装の老朽化や劣化の進行が見込まれる中、ライフサイクルコストの縮減、修繕時期の分散化を図るため「本巢市橋梁長寿命化修繕計画」や「道路舗装長寿命化修繕計画」を策定し、計画的に修繕工事を進めている。引き続き予防保全的な対策を進め、健全な道路ネットワークを維持する。

### 【河川構造物等の維持管理対策】

- 市が管理する河川構造物等について、制御不能な二次災害を発生させないために適切な維持管理をする。

### 【農業水利施設の老朽化対策】

- 老朽化した農業水利施設の更新を進めるとともに、施設の維持管理を確実に実施する。

指標名 (KPI)	〈実績値〉R1 末	〈目標値〉R7
公共施設の総延床面積	131,719 m <sup>2</sup>	126,607 m <sup>2</sup>
市内の公営住宅のうち、住戸の住環境向上された戸数	96 戸	106 戸
計画的な維持管理住宅数	19 住宅	19 住宅
主要道路 10 路線の舗装修繕整備率	0%/累計	100%/累計

## 第6章. 計画の推進

### 1. 施策の重点化

限られた財源で効率的・効果的に本市の強靱化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。本計画では施策項目単位で影響の大きさ、緊急度等を踏まえ、重点化すべき施策項目（重点化施策）を設定する。

また、本巢市の現状を踏まえて、「効果の大きさ」や「緊急度・切迫度」、「施策の進捗状況」、「平時の活用」、「国（県）に対する貢献」を考慮して、特に重点化すべき 35 施策（再掲除く）を設定する。

【本巢市の重点化施策】

施策分野	施策項目	
	重点化施策項目	
1 交通・物流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幹線道路、東海環状自動車道 IC アクセス道路整備</li> <li>・道路ネットワークの確保</li> <li>・道路整備・狭あい道路解消</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・孤立集落の発生に備えた樹木伐採</li> <li>・無電柱化対策</li> <li>・道路における大雪対策</li> <li>・道路啓開の迅速な実施</li> <li>・運輸・交通事業者の災害対応力強化</li> <li>・樽見鉄道との連携、存続支援</li> </ul>
2 国土保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川整備の促進</li> <li>・急傾斜地及び道路法面の崩壊対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂防、急傾斜地崩壊防止、雪崩対策</li> <li>・森林の保全・治山対策</li> <li>・TEC-FORCE の派遣体制確立</li> </ul>
3 農林水産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業施設の用排水機能確保</li> <li>・鳥獣害対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地・農業水利施設等の適切な保安全管理</li> <li>・農地の復旧・復興</li> <li>・農林道の整備</li> <li>・災害に強い森林づくり</li> <li>・卸売市場施設整備の推進</li> </ul>
4 都市・住宅/ 土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間建築物の耐震化</li> <li>・空き家対策</li> <li>・ブロック塀の除却推進</li> <li>・避難所の防災機能・生活環境の向上</li> <li>・公園整備の促進</li> <li>・狭あい道路解消</li> <li>・地籍調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模盛土造成地対策</li> <li>・帰宅困難者対策</li> <li>・被災住宅への支援</li> <li>・仮設住宅、復興住宅の供給</li> <li>・市街地整備の促進</li> <li>・土地区画整理事業等の促進</li> <li>・文化財の保護対策の推進</li> <li>・環境保全の推進</li> <li>・復旧・復興体制の整備</li> </ul>
5 保健医療・ 福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害医療体制の充実</li> <li>・福祉施設、病院の耐震化</li> <li>・要配慮者利用施設の避難確保計画策定促進</li> <li>・感染症対策</li> <li>・被害認定調査の効率化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療施設等におけるエネルギー確保</li> <li>・福祉支援体制の構築・要配慮者の避難の確保</li> <li>・福祉施設等への支援</li> <li>・避難所環境の充実</li> <li>・人材の確保・育成</li> <li>・保健・栄養活動</li> <li>・災害時健康管理体制の整備</li> <li>・公衆衛生意識の啓発</li> <li>・家具固定の推進</li> <li>・逸走動物対策</li> </ul>
6 産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本社機能の誘致・企業誘致</li> <li>・観光地等の風評被害防止対策の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光施設等の耐震化</li> <li>・企業備蓄の推進</li> <li>・企業の事業継続支援</li> </ul>
7 ライフライン・ 情報通信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・孤立集落の発生に備えた備蓄の推進・通信手段の確保</li> <li>・上下水道における業務継続体制の整備</li> <li>・合併処理浄化槽への転換促進</li> <li>・ライフライン事業者との協力連携の強化</li> <li>・電気事業者の災害対応力強化</li> <li>・情報通信事業者の災害対応力強化</li> <li>・埋設ガス管の耐震化</li> <li>・道路等の復旧に係る体制の構築</li> <li>・大規模停電に備えた樹木の事前伐採</li> <li>・復旧・復興体制の整備（再掲）</li> </ul>

施策分野	施策項目	
	重点化施策項目	
8 行政機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災拠点としての新庁舎の建設</li> <li>・避難施設の確保</li> <li>・住民への情報伝達の強化と伝達手順の多様化</li> <li>・消防力の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応力の強化</li> <li>・市有建築物の耐震化</li> <li>・避難所機能の充実</li> <li>・緊急地震速報時の対応強化</li> <li>・公的備蓄の充実</li> <li>・災害用トイレ対策</li> <li>・災害対応力強化のための資機材整備</li> <li>・災害対策用資機材の確保・充実</li> <li>・救命救急体制の充実</li> <li>・被災リスク周知のためのハザードマップの管理と更新</li> <li>・協定締結の促進</li> <li>・ライフライン事業者との協力連携の強化（再掲）</li> <li>・道路等の復旧に係る体制の構築（再掲）</li> <li>・ボランティア対策</li> <li>・業務継続体制の強化</li> <li>・越境避難体制の充実</li> <li>・受援体制強化</li> <li>・広域連携の推進</li> <li>・復旧・復興体制の整備（再掲）</li> </ul>
9 環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理体制の充実強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーの導入拡大</li> <li>・環境中の汚染物質の測定体制の充実</li> <li>・河川に流出したごみ等の撤去</li> <li>・火葬体制の確立</li> </ul>
10 リスクコミュニケーション/ 防災教育・人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップの活用</li> <li>・要配慮者利用施設の避難確保計画策定促進（再掲）</li> <li>・消防団の強化</li> <li>・自主防災組織の育成</li> <li>・防災土育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災教育の推進</li> <li>・適切な避難行動の周知啓発</li> <li>・避難行動要支援者への対策</li> <li>・外国人への情報伝達</li> <li>・応急危険度判定土育成</li> <li>・人材の確保・育成（再掲）</li> <li>・個人備蓄の推進</li> <li>・家具固定の推進（再掲）</li> <li>・建設業の担い手育成・確保</li> <li>・TEC-FORCE の派遣体制確立（再掲）</li> </ul>
11 官民連携		<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間企業の避難場所の活用と連携</li> <li>・支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化</li> <li>・救出救助に係る連携体制の強化</li> <li>・運輸・交通事業者の災害対応力強化（再掲）</li> <li>・災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成</li> <li>・防災・減災データの提供推進</li> </ul>
12 メンテナンス・老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等の維持管理</li> <li>・市営住宅の維持管理</li> <li>・道路施設の維持・長寿命化対策</li> <li>・河川構造物等の維持管理対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川・水路施設等の維持・長寿命化対策</li> <li>・農業水利施設の老朽化対策</li> </ul>

全 114 施策中、重点化施策は 35 施策となった。（再掲を除く）

## 2. 毎年度の年次計画の策定

本市の国土強靱化推進のための主要施策を「本巣市国土強靱化地域計画年次計画 2021」（以下、「年次計画」という。）として3箇年分とりまとめ、毎年度、進捗状況を把握する。

## 3. 計画の見直し

本計画については、今後の社会情勢の変化や、国及び岐阜県の国土強靱化施策の進捗状況などを考慮し、おおむね5年ごとに計画の見直しを実施する。

ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行うことができるものとする。なお、重点化施策項目についても、施策の進捗状況等を踏まえ、毎年度の年次計画を策定する過程において、適宜見直しを行う。

地域防災計画など国土強靱化に係る市のほかの計画については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定期間等に所要の検討を行い、本計画との整合を図る。

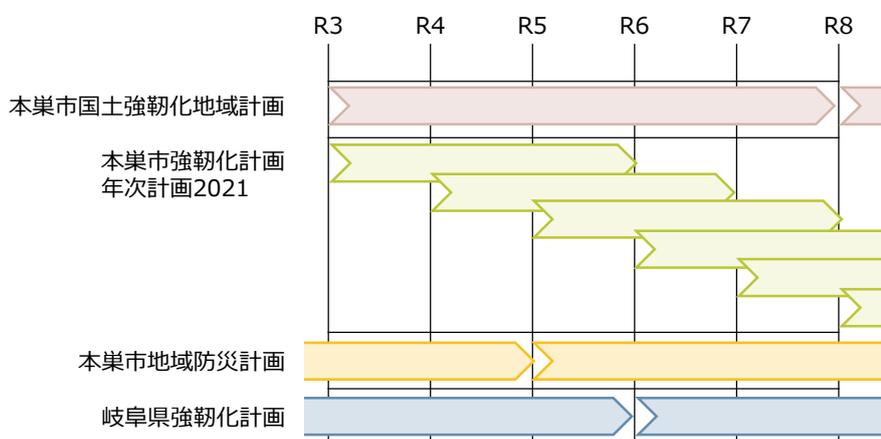


図 11 計画期間

## リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

## 1. 直接死を最大限防ぐ

## 1. 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

## 【道路整備・狭あい道路解消】

- ・ 幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を促進する必要がある。
- ・ 安全で安心な街づくりのために、また、緊急車両等の通行に妨げがないよう狭あい道路の整備を促進する必要がある。

## 【無電柱化対策】

- ・ 電柱等の倒壊から緊急輸送道路等を確保するため、必要性等を勘案し、占用制限や計画的に無電柱化の整備をする必要がある。

## 【民間建築物の耐震化】

- ・ 平成 30 年度の市内の住宅の耐震化率は 76%、多数の者が利用する特定建築物（1 号建築物）の耐震化率は 98%となっている。防災意識の向上や支援制度の PR について、より効果的な対策を積極的に実施するとともに、耐震診断や耐震補強補助などの耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る必要がある。

## 【空き家対策】

- ・ 平成 30 年度の住宅・土地統計調査の結果、市内には約 1,750 戸（空き家率 13.2%）の空き家の推計がされた。今後は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」等に基づき、空家等対策協議会を設置するとともに、適正な管理が行われていない空き家の利活用や除却を促進し、空き家対策を総合的かつ計画的に実施する必要がある。

## 【ブロック塀の除却推進】

- ・ ブロック塀等の倒壊による被害の防止と道路の通行の安全のため、撤去又は改修を対象に補助制度を設けており、同制度の周知を引き続き行い、ブロック塀の除却を推進する必要がある。

## 【観光施設等の耐震化】

- ・ 市の管理する観光施設については、全て耐震基準を満たしているが、本県市耐震改修促進計画に基づき、今後も建築物の耐震性能、重要度及び地震発生確率を考慮の上、耐震基準を維持するための管理を継続する必要がある。

## 【市有建築物の耐震化】

- ・ 市有建築物の耐震化率は 98%となっている。耐震性を満たしていない施設について、今後公共施設等総合管理計画、公共施設再配置計画、公共施設等個別施設計画に基づき、廃止、統合を進める必要がある。

### 【避難施設の確保】

- ・災害に備え、指定緊急避難場所を指定している。引き続き避難施設を確保するとともに、ハザードマップの配布等により、避難施設の位置について周知を強化する必要がある。

### 【家具固定の推進】

- ・過去の地震災害における死傷者のうち、家具類の転倒、移動による者の割合が高いことから、家具固定の必要性を、防災教育などを活用し、あらゆる世代に普及させる必要がある。
- ・家具を固定する意思はあるものの、取り付けができない高齢者等の情報を女性消防団から提供を受け、固定器具の取り付けを引き続き支援する必要がある。

### 【公共施設等の維持管理】

- ・平成 29 年 3 月に公共施設等総合管理計画、平成 30 年 3 月に公共施設再配置計画を策定した。それらに基づき公共施設の維持管理における優先順位の考え方や対策等を整理した個別施設計画を令和 2 年度に策定し、計画的な維持管理・更新を行う必要がある。また、公共施設等総合管理計画については、原則 10 年に 1 度のスパンでの見直しを実施し、順次充実を図る必要がある。

### 【市営住宅の維持管理】

- ・市営住宅の老朽化については、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「本巣市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行う必要がある。

(指標)		〈実績値〉 R1 末
【道路整備・狭あい道路解消】	狭あい道路整備件数	12 件
【民間建築物の耐震化】	木造住宅耐震診断実施件数	191 件
	木造住宅耐震補強工事実施件数	31 件
	建築物耐震診断事業実施件数	9 件/累計
【空き家対策】	空き家率	13.2%
【ブロック塀の除却推進】	ブロック塀撤去・改修実施件数	27 件
【市有建築物の耐震化】	耐震化未改修数	3 件
	公共施設の耐震化率	98%
【避難施設の確保】	福祉避難所数	3 箇所
【公共施設等の維持管理】	公共施設の総延床面積	131,719 m <sup>2</sup>
	市内の公営住宅のうち、住戸の住環境向上された戸数	96 戸
	計画的な維持管理住宅数	19 住宅

## 2.集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生

### 【河川整備の促進】

- ・記録的な豪雨により、水害（洪水・内水）が頻発化・激甚化してきており、近年の気候変動等

の影響を踏まえると災害リスクが高まることが予想される。そのため、ハード対策と平時の利用を考慮したソフト対策の両面を駆使し、地域特性を踏まえた防災・減災対策を推進する必要がある。

**【河川に放出したごみ等の撤去】**

- ・河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図る取組にあわせて、災害発生時に流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る必要がある。

**【河川・水路施設等の維持・長寿命化対策】**

- ・河川・水路施設等が機能効果を確実に発揮するよう、河川構造物の長寿命化計画の策定や計測、監視機器の設置など、予防保全に努め防災、減災を図る必要がある。また、市の管理河川の流末となる国、県管理河川の早期整備を促進する必要がある。

(指標)		〈実績値〉R1 末
【河川整備の促進】	根尾川取水堰山口頭首工の整備率	2%／累計

**3. 大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生**

**【砂防、急傾斜地崩壊防止、雪崩対策】**

- ・土砂災害のおそれのある警戒区域の対策を県に要望し、これを促進する必要がある。また、土砂災害対策及び雪崩災害対策事業を推進する必要がある。

**【急傾斜地及び道路法面の崩壊対策】**

- ・集中豪雨等による土砂災害への予防対策として、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を推進していく必要がある。県においては、地域特性を踏まえた総合的な土砂災害対策を計画的に進められており、その一部である急傾斜地及び道路法面の崩壊による災害防止を、県と連携し計画的に事業を推進する必要がある。

**【森林の保全・治山対策】**

- ・山地における自然災害を防止するため、治山施設（土留め工・流路工等）の維持管理を実施する必要がある。

**【大規模盛土造成地対策】**

- ・市内の大規模盛土造成地の把握に努めるとともに、大規模盛土造成地であると判明した場合には滑動崩落防止などの予防対策を行い、被害の軽減を図る必要がある。

#### 4. 避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生

##### 【帰宅困難者対策】

- ・岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査（平成 24 年度 岐阜県）に基づき、南海トラフ巨大地震の帰宅困難者は 192 人と想定され、食料、飲料水、寝具を備蓄している。今後は、備蓄品の適切な維持管理に努めるとともに、帰宅困難者の誘導、受入れ、備蓄品の配布等について、体制の強化を図る必要がある。

##### 【被災リスク周知のためのハザードマップの管理と更新】

- ・被災の危険が高い箇所で生活するリスクの周知を行うため、住宅等購入前に不動産業者が、ハザードマップを活用し説明を行うことから、マップ更新の際は、ホームページを最新の状態にし、管理更新をする必要がある。

##### 【企業備蓄の推進】

- ・災害発生後の混乱する中で、各事業所が従業員を一斉に帰宅させることにより、交通結節点等各所で混雑が発生し、集団転倒の発生や、応急救助活動の妨げとなることが考えられるため、「むやみに移動を開始しない」という原則を広く周知するとともに、各事業所で従業員が待機することができるよう、事業所における備蓄を促進する必要がある。

##### 【情報通信事業者の災害対応力強化】

- ・災害時に備え、避難施設等及び帰宅困難者の一時避難場所等における早期通信手段確保のための特設公衆電話を設置したことから、今後適正に維持管理する必要がある。また、避難所の施設数に合わせて計画的に設置する必要がある。

##### 【災害対応力の強化】

- ・台風や豪雨等の発生前から予測が可能な災害において、時系列にまとめた「本巣市風水害タイムライン」に従い、出水期前に情報伝達訓練を継続して実施する必要がある。
- ・令和 2 年度に導入した防災情報システムの機能を活用し、情報の収集及び周知を図り、市災害対策本部の体制をより強化する必要がある。

##### 【緊急地震速報時の対応強化】

- ・緊急地震速報は、音声により通知することが目的でなく、受信した各個人が適切な身を守る行動をとることが重要である。防災教育、出前講座等により、緊急地震速報を聞いたときにとっさに身を守る適切な行動がとれるよう、啓発する必要がある。

##### 【越境避難体制の充実】

- ・市域をまたいだ避難について、周辺市町と協定を結んでおり、円滑な越境避難ができるよう訓練を実施する必要がある。

### 【住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化】

- ・防災行政無線戸別受信機を、各家庭や事業所に無償で貸し出し、難聴地域の解消を図っており、災害時に確実に機能するよう、受信状況の確認や適切な維持管理を進める必要がある。
- ・災害時に避難勧告等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、緊急速報メール、防災情報アプリやケーブルテレビの活用等、多様なツールを確保し、さらには複数のツールでの一括配信システムを導入するなど、発信の迅速化を図る必要がある。
- ・本市では、全国瞬時警報システム（J-ALERT）や緊急速報「エリアメール」サービスの活用を行っている。また、防災情報通信システムにより県と連携を図り、引き続き災害時においても確実に運用できるよう適正な維持管理をする必要がある。
- ・被災者が安否確認に使用する通信手段として、特設公衆電話を市内 27 の指定避難所に設置している。特設公衆電話による安否確認は、災害用伝言ダイヤル（171）の使用を前提としていることから、防災訓練等で特設公衆電話の体験利用コーナーを設けるなど、災害用伝言ダイヤルの使用方法の普及を図る必要がある。また、緊急時に確実に使用できるよう適正に管理する必要がある。

### 【防災教育の推進】

- ・子どもを通じて、その親世代の防災意識の向上を図るため、園や学校において、家庭や地域と連携した防災教育の取組を継続的に進めるとともに、自主的な取組を促進する必要がある。

### 【適切な避難行動の周知啓発】

- ・浸水が始まった段階での避難場所への「水平避難」は、水路への落下等様々な危険を伴うため、ハザードマップや本巢市風水害タイムラインを活用し、水害リスクと併せて、「垂直避難」「屋内退避」など状況に応じた適切な避難行動を行う必要性について、一層の周知を進める必要がある。また、根尾地域と南部 3 地域については、地域特性が異なるため、今後 2 種類のタイムラインを作成する必要がある。

### 【避難行動要支援者への対策】

- ・定期的な避難行動要支援者の把握、名簿の更新を行うとともに、対応が必要な事項を把握する必要がある。また、避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難できるよう平常時から情報を提供し、地域で避難行動要支援者の避難支援タイムラインを作成し連携できる体制を確立する必要がある。

### 【ハザードマップの活用】

- ・緊急的に命を守るために避難する「指定緊急避難場所」と災害後に避難生活を送る「指定避難所」を指定しており、各種ハザードマップや本巢市風水害タイムラインにより、一層の周知を図る必要がある。その際、両者の性質の違いや災害種別によっては使用できない場合があることについても、併せて周知する必要がある。

### 【外国人への情報伝達】

- ・災害時の避難施設を外国人にも周知するため、避難場所表示看板の多言語化や、JIS 規格及び

国土地理院で定めるピクトグラムを活用する必要がある。

#### 【要配慮者利用施設の避難確保計画策定促進】

- ・高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、水防法及び土砂災害防止法に基づき、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する必要がある。また、タイムラインを考慮し、要配慮者利用施設との連携を図る必要がある。

#### 【民間企業の避難場所の活用と連携】

- ・災害時における各種応援協定に基づき、民間企業の避難場所の提供が受けられるよう、平時から地元企業と自治会との連携を密にし、避難場所の確保充実を図る必要がある。

#### 【防災・減災データの提供推進】

- ・オープンデータを扱うポータルサイトにおいて、土砂災害警戒区域や緊急輸送道路などの防災に係るオープンデータの提供を進めているが、民間でのデータ利活用を促進するため、より使いやすいデータの提供を進める必要がある。

(指標)

【避難行動要支援者への対策】

避難行動要支援者への平常時からの情報提供同意率

〈実績値〉R1 末

39%/年

## 5. 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

#### 【道路における大雪対策】

- ・大雪等の際、早期に通行の確保を図るため、除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制の強化を図る必要がある。また、市内の主軸道路を管理する県との連携を密にする必要がある。

#### 【砂防、急傾斜地崩壊防止、雪崩対策】

- ・土砂災害のおそれのある警戒区域の対策を県に要望し、これを促進する必要がある。また、土砂災害対策及び雪崩災害対策事業を推進する必要がある。

#### 【運輸・交通事業者の災害対応力強化】

- ・暴風雪や豪雪等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道等の車内に多数の旅客が取り残される事態を回避するため、事業者、周辺自治体との情報共有や連絡体制を確立する必要がある。また、事業者が風水害タイムラインに応じた行動指針の策定を促す必要がある。

## 2.救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 6. 被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

#### 【埋設ガス管の耐震化】

- ・ 公共施設等の敷地内に埋設されている古いガス管は、鋼製のものが多くを占めており、年数の経過に伴い腐食・劣化が進行していると推測され、ガス漏えいによる火災や爆発のおそれもあるため、埋設ガス管の耐震化を促進する必要がある。

#### 【公的備蓄の充実】

- ・ 家庭等における備蓄について、最低3日分以上の備蓄が奨励されていることから、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に取り組むとともに、市における非常用物資の備蓄の充実を図る必要がある。

#### 【受援体制強化】

- ・ 災害時相互応援協定により、他自治体からの応援を受けられることとなっており、受援体制について、災害時広域受援計画を策定する必要がある。応援職員が円滑に応急業務を実施できるよう、マニュアル類の充実を図る必要がある。

#### 【再生可能エネルギーの導入拡大】

- ・ 地域の資源を最大限に活用してエネルギーをつくり、これをできるだけ地域で使っていく「エネルギーの地産地消」を進めるため、本市の恵まれた地域資源である太陽光などを活用した再生可能エネルギー利用を推進し、市域における温室効果ガス排出量の削減と災害時におけるエネルギーセキュリティの向上の両立を図る必要がある。

#### 【支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化】

- ・ 生活必需物資や医療救護など災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進めるとともに、災害時において確実に活動できるよう、各協定締結団体と平時からの「顔の見える」関係を構築するとともに実践的な共同訓練を実施する必要がある。

#### 【鳥獣害対策】

- ・ 災害時でも安定的に農産物を生産するために農地保全に資する防護と捕獲が一体となった総合的な鳥獣被害対策を継続する必要がある。

#### 【農地・農業水利施設等の適切な保全管理】

- ・ 農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域の活動組織が主体となった農地や農業水利施設等を保全管理する取組の支援を継続する必要がある。

## 7. 多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生

### 【孤立集落の発生に備えた樹木伐採】

- ・本市の地形的特性上、大規模災害により集落の孤立が多発した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念されるため、道路整備等による孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を引き続き促進する必要がある。

### 【道路啓開の迅速な実施】

- ・発災時に「本巢市地域防災計画」にある「啓開作業の実施」に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する必要がある。

### 【孤立集落の発生に備えた備蓄の推進・通信手段の確保】

- ・集落が孤立しても自立的な生活が継続できるよう、飲料水、食料、生活用品等の個人での備蓄（1週間分程度）を呼びかけるとともに、自治会単位の備蓄の充実を促進する必要がある。
- ・孤立集落が発生しても通信手段等の途絶を回避するため、自主防災組織活性化事業補助金を活用して通信機器や非常用電源の確保を促進する必要がある。

## 8. 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足

### 【消防力の強化】

- ・岐阜市消防本部消防庁舎適正配置計画に基づき、消防力の重複などの不均衡を解消するため、消防需要に対応した効率、効果的な消防体制の構築を図る必要がある。

### 【消防団の強化】

- ・大規模災害における消防団の救命救助活動に必要な装備の資機材の充実を図り、団員の人材確保と育成を図る必要がある。

### 【救出救助に係る連携体制の強化】

- ・救出救助に係る関係機関へ迅速な要請ができるよう、自衛隊、警察、消防等の関係機関及び民間事業者等と連携を密にする必要がある。

(指標)

【消防団の強化】

消防団員充足率

〈実績値〉R1 末

94.9%

## 9. 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災

### 【災害医療体制の充実】

- ・医療機関等との連携強化などにより、災害時の医療救護体制の充実を引き続き進める必要がある。

る。

- ・医療機関等との連携を強化して、重篤化を未然に防ぐ取組を推進する必要がある。
- ・医療機関と連携して、災害時においても救急医療が実施できる体制を確保する必要がある。

#### 【福祉施設、病院の耐震化】

- ・民間の社会福祉施設、病院に対し、耐震化を促すなど耐震化率の向上を図る必要がある。

#### 【医療施設等におけるエネルギー確保】

- ・災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、医療施設が行う非常用自家発電設備や給水設備等の整備に対する支援をする必要がある。

#### 【人材の確保・育成】

- ・関係機関と連携して、医師確保の推進、就労環境の改善など、医療・介護人材の計画的な確保・育成に取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施等により医療・介護人材の災害対応力の強化を図る必要がある。

#### 【福祉施設等への支援】

- ・社会福祉施設等における防災体制の整備と応援協力体制の確立について、現状に合わせた防災計画の見直しや連携体制の強化を図る必要がある。

#### 【公衆衛生意識の啓発】

- ・広報、メール配信、出前講座等により、日頃より感染症予防や災害時における健康・栄養・薬の管理の必要性を啓発し、市民意識の底上げを図る必要がある。

#### 【救命救急体制の充実】

- ・多数の重症者が発生した場合、救急活動が遅れるおそれがある。消防団又は自主防災組織等の協力により救命救急活動を行う必要があるため、各種団体等への救命講習の受講を促進していく必要がある。

## 10. 劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

### 【仮設住宅、復興住宅の供給】

- ・ 仮設住宅、復興住宅として活用可能な敷地を把握しておく必要がある。また、運用にあたっては、地域コミュニティを重視する必要がある。

### 【避難所環境の充実】

- ・ 令和2年5月に改訂した避難所運営マニュアルに基づき、要配慮者が安心して避難生活を送れるよう避難所環境の充実を図る必要がある。

### 【感染症対策】

- ・ 生活環境の変化による感染症等の発生及び拡大の防止のため、感染症予防に関する対策の強化を図る必要がある。

### 【保健・栄養活動】

- ・ 不十分な健康管理による持病の悪化や新たな疾病の発症予防、生活環境の変化による心の不調やエコノミークラス症候群の予防など、災害時において迅速かつ効果的に保健活動が展開できるように対策を講じる必要がある。
- ・ 不十分な栄養環境による持病の悪化や低栄養を予防するため、緊急応援物資や備蓄物資を活用して、迅速かつ効果的に栄養活動が展開できるように対策を講じる必要がある。

### 【逸走動物対策】

- ・ 災害発生時、ペット等多くの動物が逸走することにより、混乱が生ずるおそれがあることから、逸走したペット等を収容するための被災動物救護所（岐阜保健所、本巣・山県センターを想定）の設置・運営に向けた対策を講じる必要がある。

### 【災害用トイレ対策】

- ・ 災害時にトイレが不足する事態に備え、災害用トイレの備蓄を行っている。災害時における各種応援協定による民間企業との連携を図り、必要に応じて、備蓄数の見直しを図る必要がある。また、災害時における物資供給に関する協定書により、必要に応じて、仮設トイレを活用するなど、トイレ対策を進める必要がある。

### 【環境中の汚染物質の測定体制の充実】

- ・ 汚染物質の環境中への大規模放出が発生した場合に、迅速に覚知し、注意喚起が取れるよう、体制の維持・強化を図る必要がある。

### 【火葬体制の確立】

- ・ 災害時の遺体の取扱い、埋・火葬を的確に遅滞なく行うため、関係機関と連携し、体制の強化を図る必要がある。

### 3.必要不可欠な行政機能は確保する

#### 11. 市職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

##### 【避難所の防災機能・生活環境の向上】

- ・避難所を安心して利用できるよう災害特性に応じた配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を促進する必要がある。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等に配慮した環境整備を促進する必要がある。その上で、災害発生時には、業界団体と締結した協定により可動式空調機器や非常用発電機などの資機材や専門技術者を機動的に確保する必要がある。

##### 【福祉支援体制の構築・要配慮者の避難の確保】

- ・高齢者介護施設の夜間等における職員を確保するため、非常時に参集できる体制の徹底と、職員の認識を高めていくよう依頼する必要がある。
- ・災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者が避難する場合の、迅速な避難の確保を図るよう避難支援関係者等と調整を図る必要がある。

##### 【災害時健康管理体制の整備】

- ・発災初動における保健所との役割分担、関係機関等との連携体制について、具体的行動レベルでの共有・イメージ化など、平常時の準備が進んでいないことから、引き続き平時から関係機関等と連携した健康管理体制を構築する必要がある。

##### 【被害認定調査の効率化】

- ・大規模災害時には、多くの住宅が被災し、罹災証明書の交付申請が集中することが予想される。罹災証明書の交付の遅延は、復旧・復興の遅れにつながることから、「罹災証明書交付事務マニュアル」を策定する必要がある。また、発行体制の強化を図るため、必要に応じてマニュアルを改正するほか、職員に対する研修を実施する必要がある。

##### 【防災拠点としての新庁舎の建設】

- ・市役所本庁舎は、災害時の司令塔として、市民の暮らしを守る拠点となる極めて重要な施設である。分散している3庁舎を統合し、災害に即応できる体制を整備するなど、防災機能を充実させた新庁舎の計画を進めており、事業を着実に進める必要がある。

##### 【避難所機能の充実】

- ・整備した備蓄品、設備の適切な更新、維持管理を図り、備蓄品等の保管場所を確保する必要がある。

##### 【広域連携の推進】

- ・広域避難や県境道路の整備、災害時の広域応援体制の強化や帰宅困難者対策など、広域的に取

り組むべき課題について、県、隣接市町との連携の強化を図る必要がある。また、災害時広域受援計画の策定を進める必要がある。

#### 【業務継続体制の強化】

- ・BCP（業務継続計画）において、非常時優先業務等について定めており、引き続き非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持する必要がある。

#### 【災害対応力強化のための資機材整備】

- ・災害用装備資機材の配備増強を図り、配備された機器について、職員による使用方法の習熟を図る必要がある。

### 4.生活・経済活動を機能不全に陥らせない

#### 12. サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響

##### 【道路啓開の迅速な実施】

- ・発災時に「本巢市地域防災計画」にある「啓開作業の実施」に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する必要がある。

##### 【運輸・交通事業者の災害対応力強化】

- ・暴風雪や豪雪等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道等の車内に多数の旅客が取り残される事態を回避するため、事業者、周辺自治体との情報共有や連絡体制を確立する必要がある。また、事業者に風水害タイムラインに応じた行動指針の策定を促す必要がある。

##### 【農地の復旧・復興】

- ・早期の営農再開に向け様々な助成制度を活用して、農地整備を通じた農地の面的集約、経営の規模拡大を目指し競争力ある経営体を育成する必要がある。

##### 【企業の事業継続支援】

- ・サプライチェーンの維持において、企業の事業継続や早期復旧が最も重要であり、BCP（業務継続計画）を策定しようとする中小企業に対し、内閣府（防災担当）が作成した「事業継続ガイドライン第三版」等の周知を実施し、策定率の向上を図る必要がある。

##### 【本社機能の誘致・企業誘致】

- ・大都市近郊という地の利や東海環状自動車道西回りルート及びインターチェンジが整備されるという有利性を生かし、首都圏等に立地する企業の本社機能等の移転促進、企業誘致を促進する必要がある。

##### 【観光地等の風評被害防止対策の推進】

- ・大規模災害発生時には、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する可能性があることから、正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めながらプロモーション支援等の適切な対応を実施する必要がある。

### 13. 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

#### 【幹線道路、東海環状自動車道 IC アクセス道路整備】

- ・南海トラフ巨大地震の発生が危惧され、名古屋圏のゼロメートル地帯に位置する中枢機能のバックアップが期待される。そのため、道路の代替性や多重性の観点を踏まえつつ、東海環状自動車道等の整備に合わせてアクセス性の強化を図る必要がある。また、広域のかつ高規格の幹線道路を軸とした、市内の幹線道路ネットワークの構築及び本巣市道路網整備計画を推進する必要がある。

#### 【災害対策用資機材の確保・充実】

- ・被災した土木施設等の応急復旧を効率的かつ効果的に実施するため、本巣市建設協会の災害時応急対策用資機材の備蓄を把握し、緊急時に迅速な対応ができるよう平時における資機材の点検の実施及び関係機関との訓練を実施する必要がある。

#### 【道路施設の維持・長寿命化対策】

- ・高度成長期以降の、集中的な道路整備に伴い、多数の橋梁や道路舗装の老朽化や劣化の進行が見込まれる中、ライフサイクルコストの縮減、修繕時期の分散化を図るため「本巣市橋梁長寿命化修繕計画」や「道路舗装長寿命化修繕計画」を策定し、計画的に修繕工事を進めている。引き続き予防保全的な対策を進め、健全な道路ネットワークを維持する必要がある。

(指標)		〈実績値〉R1 末
【幹線道路、東海環状自動車道 IC アクセス道路整備】	長良糸貫線道路整備事業整備率	50%/累計
	市道糸貫 0007 号線整備事業整備率	65%/累計
	市道真正 1007 号線整備事業整備率	3%/累計
	市道真正 1069 号線整備事業整備率	0%/累計
【道路施設の維持・長寿命化対策】	主要道路 10 路線の舗装修繕整備率	0%/累計

## 14. 食料や物資の供給の途絶

### 【農業施設の用排水機能確保】

- ・ 農業施設の経年劣化等が進行しているため、機能保全計画の策定を進めるとともに、計画的に施設の長寿命化や更新を図る必要がある。
- ・ 安定した食料供給に向け、引き続き基幹的農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する必要がある。

### 【鳥獣害対策】

- ・ 災害時でも安定的に農産物を生産するために農地保全に資する防護と捕獲が一体となった総合的な鳥獣被害対策を継続する必要がある。

### 【農地・農業水利施設等の適切な保全管理】

- ・ 農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域の活動組織が主体となった農地や農業水利施設等を保全管理する取組の支援を継続する必要がある。

### 【協定締結の促進】

- ・ 食料等の確保体制を構築するため、民間企業等と協定を締結し、平常時から協定締結先との「顔の見える関係」を構築する必要がある。

### 【個人備蓄の推進】

- ・ 大規模災害発生後には、物資供給の停滞により、必要な食料等の入手が困難となる可能性があるため、家庭等における 3 日分以上の備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組む必要がある。

### 【卸売市場施設整備の推進】

- ・ 災害時においても生鮮食料品等の安定供給を確保するため、卸売市場の整備を支援する必要がある。

(指標)

【協定締結の促進】

災害応援協定新規協定締結数

〈実績値〉R1 末

1 件/年

## 5. ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### 15. ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

#### 【大規模停電に備えた樹木の事前伐採】

- ・ 暴風・豪雪に伴う倒木による停電発生を未然に防止するため、市の所管課と電気事業者及び県関係部局が連携して事業計画を作成し、危険樹木の事前伐採を効果的かつ効率的に促進する必要がある。

**【上下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進】**

- ・上下水道施設全体で耐震化を進めるため、防災上重要な基幹施設として位置付けた施設のうち、耐震対策が必要な水源地、配水池、基幹管路及び重要給水施設への管路について、優先的に耐震化を図ってきており、更なる耐震化及び機能強化を促進する必要がある。

**【上下水道における業務継続体制の整備】**

- ・大規模地震発生後に必要な業務を的確に行うため、平成 28 年熊本地震を受けて改訂された下水道 BCP（業務継続計画）策定マニュアル等を踏まえ、市の上下水道 BCP（業務継続計画）のブラッシュアップを促進する必要がある。

**【合併処理浄化槽への転換促進】**

- ・単独処理浄化槽（みなし浄化槽）やくみ取り便所を使用している家庭からの生活雑排水は、生活環境の悪化につながるため、下水道の整備が 7 年以内に見込まれない地域に合併処理浄化槽への切り替えを促進しているが、災害時には生活環境が悪化することが想定されるため、補助金や啓発活動を通じて合併処理浄化槽への切り替えを促進する必要がある。

**【電気事業者の災害対応力強化】**

- ・電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、必要に応じ、電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の災害対応力強化及び復旧の迅速化を図るよう促進する必要がある。

**【ライフライン事業者との協力連携の強化】**

- ・ライフラインの復旧への協力体制を整えるため、平常時からの情報交換を行うとともに、総合防災訓練へ関係事業者に参加いただくなど、連携の強化を図る必要がある。

(指標)

〈実績値〉R1 末

**【上下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進】** 上水道管路耐震適合率

74.9%

**16. 地域交通ネットワークの分断**

**【道路ネットワークの確保】**

- ・風水害、地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないように、最低限、緊急車両が通行できる機能を確保する必要がある。そのためには、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋梁の長寿命化耐震化等を推進していく必要がある。また、緊急輸送道路等の確保と共に、それに繋がる幹線道路等の整備についても、必要性等を勘案し、橋梁の長寿命化、耐震化等災害に備えた対策を進める必要がある。

**【孤立集落の発生に備えた樹木伐採】**

- ・本市の地形的特性上、大規模災害により集落の孤立が多発した場合には、長期間にわたり孤立

状態が続くことが懸念されるため、道路整備等による孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を引き続き促進する必要がある。

#### 【樽見鉄道との連携、存続支援】

- ・樽見鉄道は、地域を支える重要な交通機関であることから、県及び沿線自治体などと連携し、存続を支援する必要がある。

#### 【道路等の復旧に係る体制の構築】

- ・関係団体による被害状況の調査や、公共施設の応急復旧活動への協力について、体制を構築する必要がある。また、平時から連絡を密にし、連携を強化する必要がある。

### 17. 異常渇水による用水の供給の長期間にわたる途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

#### 【農地・農業水利施設等の適切な保全管理】

- ・農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域の活動組織が主体となった農地や農業水利施設等を保全管理する取組の支援を継続する必要がある。

#### 【農業水利施設の老朽化対策】

- ・老朽化した農業水利施設の更新を進めるとともに、施設の維持管理を確実に実施する必要がある。

## 6. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 18. 市街地での大規模火災

#### 【市街地整備の促進】

- ・都市の防災機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建築物が密集している地区等において、建物の耐震化、不燃化等を図る必要がある。

#### 【狭あい道路解消】

- ・安全で安心な街づくりのために、また、緊急車両等の通行に妨げがないよう狭あい道路の整備を促進する必要がある。

#### 【土地区画整理事業等の促進】

- ・土地区画整理事業・地区計画等を促進することにより、狭あい道路の解消を行い、火災の延焼防止等、都市防災機能の向上を図る必要がある。

#### 【公園整備の促進】

<ul style="list-style-type: none"> <li>公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、計画的に整備する必要がある。</li> </ul>		
(指標)		〈実績値〉R1 末
【公園整備の促進】	防災拠点・避難場所へ位置づける公園整備	0 施設

## 19. 河川構造物等の損壊・機能不全による二次災害の発生

### 【河川構造物等の維持管理対策】

- 市が管理する河川構造物等について、制御不能な二次災害を発生させないために適切な維持管理をする必要がある。

## 20. 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

### 【農林道の整備】

- 「本巢市森林整備計画」等に基づく林道の計画的な整備を促進するとともに、既存林道や施設の維持管理をする必要がある。また、農業の振興を図る地域の支線的な農道等についても施設の維持管理をする必要がある。

### 【災害に強い森林づくり】

- 「本巢市森林整備計画」における森林機能区分に基づく個別の森林において重視する機能を持続的に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図るとともに、適正な森林施業を県とともに適宜実施し、健全な森林資源の維持造成を図る必要がある。

(指標)		〈実績値〉R1 末
【農林道の整備】	林道舗装率	75.1%

## 21. 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

### 【災害廃棄物処理体制の充実強化】

- 衛生的な生活環境を保持するためには、災害廃棄物を円滑に処理することが必要なため、「本巢市災害廃棄物処理計画」に基づき仮置き場候補地を選定するなど、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整えているが、計画の更新、災害に強靱なごみ焼却施設の整備など、引き続き処理体制の充実を図る必要がある。

## 7. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

## 22. 人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

### 【被災住宅への支援】

- 被災住宅からの土砂撤去、屋根等の応急修理について災害ボランティア等との連携を強化する

必要がある。また、被害認定調査と罹災証明書発行業務が迅速に行われるよう被害の状況に応じて災害救助法、被災者生活再建支援法や県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用し被災者の生活再建を支援する必要がある。

#### 【応急危険度判定士育成】

- ・余震等による二次災害を防止するため、地震による被災建築物の危険度判定を行う地震被災地建築物応急危険度判定士の計画的な確保と、地震災害時に迅速に活動する体制の整備を図る必要がある。

#### 【ボランティア対策】

- ・災害ボランティアに対し、大規模災害が発生した際、初期対応に遅れが生ずることなく円滑に活動できるよう、事前に災害時に活躍が期待できるアマチュア無線やオフロード愛好家などのNPOの洗い出しをする必要がある。また、本巢市社会福祉協議会などの関係機関と連携し、運営訓練を実施する必要がある。

#### 【自主防災組織の育成】

- ・市内113の地域で自主防災組織が組織され、防災訓練等積極的な防災活動に取り組んでいる。地域特性に応じ各組織が必要な資機材を配備できるよう、活性化事業補助金を継続するとともに、防災士資格取得を促進するなど、活動支援を行っており、引き続き支援する必要がある。

#### 【防災士育成】

- ・地域が主体的に避難所の運営を行うことにより、平常時のコミュニティを活かした運営の円滑化、職員が他の復旧業務に従事することによる復旧の迅速化も見込むことができるため、高度な防災知識と技能を有し、地域の防災リーダーとなる防災士を育成し、地域の避難所運営能力の向上を図る必要がある。

#### 【建設業の担い手育成・確保】

- ・地域の復旧・復興の中心となる建設業を担う人材の育成・確保を図るため、魅力ある労働環境の整備などを通じて、将来にわたって希望と誇りの持てる建設業の確立を支援する必要がある。

#### 【災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成】

- ・大規模災害発生時に「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議」と速やかに連携し、ボランティアの受入体制を整備する必要がある。また、ボランティアの受入体制を事前に整備するため、平時から社会福祉協議会等関係機関との意見交換や研修・訓練などを通じて、「顔の見える」関係づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図る必要がある。
- ・大規模災害時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、職員を養成する必要がある。

#### 【TEC-FORCEの派遣体制確立】

- ・国土交通省のTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）やリエゾンについて、受入に係る体制を確立するため、連携を強化し、応急復旧を迅速に行う体制の充実を図る必要がある。

**【復旧・復興体制の整備】**

- ・復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制を整備する必要がある。

(指標)		〈実績値〉R1 末
【応急危険度判定士育成】	応急危険度判定士取得数（職員）	20 人
【自主防災組織の育成】	自主防災組織活性化補助組織数	50 団体
	防災訓練の参加人数	10,145 人
【防災士育成】	防災士認証者数	107 人
【災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成】	災害応援協定新規協定締結数【再掲】	1 件/年

**23. 幹線道路の損壊や液状化等による復旧・復興の大幅な遅れ**

**【道路等の復旧に係る体制の構築】**

- ・関係団体による被害状況の調査や、公共施設の応急復旧活動への協力について、体制を構築する必要がある。また、平時から連絡を密にし、連携を強化する必要がある。

**24. 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失**

**【文化財の保護対策の推進】**

- ・地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や、耐震調査・耐震補強等への支援を行う必要がある。

**【環境保全の推進】**

- ・本市の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりを推進する必要がある。

**25. 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態**

**【地籍調査】**

- ・土地の境界確認が円滑に行われることが、迅速な復旧、復興に繋がるため、地籍調査事業を引き続き推進する必要がある。

(指標)		〈実績値〉R1 末
【地籍調査】	地籍調査進捗率	20.1%

## 施策分野ごとの脆弱性評価結果

**(1) 交通・物流 ～交通ネットワークの強化～****【道路整備・狭あい道路解消】**

- ・ 幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を促進する必要がある。
- ・ 安全で安心な街づくりのために、また、緊急車両等の通行に妨げがないよう狭あい道路の整備を促進する必要がある。

**【無電柱化対策】**

- ・ 電柱等の倒壊から緊急輸送道路等を確保するため、必要性等を勘案し、占用制限や計画的に無電柱化の整備をする必要がある。

**【道路における大雪対策】**

- ・ 大雪等の際、早期に通行の確保を図るため、除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制の強化を図る必要がある。また、市内の主軸道路を管理する県との連携を密にする必要がある。

**【道路啓開の迅速な実施】**

- ・ 発災時に「本巣市地域防災計画」にある「啓開作業の実施」に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する必要がある。

**【運輸・交通事業者の災害対応力強化】**

- ・ 暴風雪や豪雪等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道等の車内に多数の旅客が取り残される事態を回避するため、事業者、周辺自治体との情報共有や連絡体制を確立する必要がある。また、事業者に風水害タイムラインに応じた行動指針の策定を促す必要がある。

**【幹線道路、東海環状自動車道 IC アクセス道路整備】**

- ・ 南海トラフ巨大地震の発生が危惧され、名古屋圏のゼロメートル地帯に位置する中枢機能のバックアップが期待される。そのため、道路の代替性や多重性の観点を踏まえつつ、東海環状自動車道等の整備に合わせてアクセス性の強化を図る必要がある。また、広域的かつ高規格の幹線道路を軸とした、市内の幹線道路ネットワークの構築及び本巣市道路網整備計画を推進する必要がある。

**【道路ネットワークの確保】**

- ・ 風水害、地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能を確保する必要がある。そのためには、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋梁の長寿命化耐震化等を推進していく必要がある。また、緊急輸送道路等の確保と共に、それ

に繋がる幹線道路等の整備についても、必要性等を勘案し、橋梁の長寿命化、耐震化等災害に備えた対策を進める必要がある。

#### 【孤立集落の発生に備えた樹木伐採】

- ・本市の地形的特性上、大規模災害により集落の孤立が多発した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念されるため、道路整備等による孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を引き続き促進する必要がある。

#### 【樽見鉄道との連携、存続支援】

- ・樽見鉄道は、地域を支える重要な交通機関であることから、県及び沿線自治体などと連携し、存続を支援する必要がある。

## (2) 国土保全 ～河川、砂防、治山等対策～

#### 【河川整備の促進】

- ・記録的な豪雨により、水害（洪水・内水）が頻発化・激甚化してきており、近年の気候変動等の影響を踏まえると災害リスクが高まることが予想される。そのため、ハード対策と平時の利用を考慮したソフト対策の両面を駆使し、地域特性を踏まえた防災・減災対策を推進する必要がある。

#### 【砂防、急傾斜地崩壊防止、雪崩対策】

- ・土砂災害のおそれのある警戒区域の対策を県に要望し、これを促進する必要がある。また、土砂災害対策及び雪崩災害対策事業を推進する必要がある。

#### 【急傾斜地及び道路法面の崩壊対策】

- ・集中豪雨等による土砂災害への予防対策として、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を推進していく必要がある。県においては、地域特性を踏まえた総合的な土砂災害対策を計画的に進められており、その一部である急傾斜地及び道路法面の崩壊による災害防止を、県と連携し計画的に事業を推進する必要がある。

#### 【森林の保全・治山対策】

- ・山地における自然災害を防止するため、治山施設（土留め工・流路工等）の維持管理を実施する必要がある。

#### 【TEC-FORCE の派遣体制確立】

- ・国土交通省の TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）やリエゾンについて、受入れに係る体制を確立するため、連携を強化し、応急復旧を迅速に行う体制の充実を図る必要がある。

### (3) 農林水産 ～災害に強い農地・森林づくり～

#### 【農地の復旧・復興】

- ・ 早期の営農再開に向け様々な助成制度を活用して、農地整備を通じた農地の面的集約、経営の規模拡大を目指し競争力ある経営体を育成する必要がある。

#### 【農業施設の用排水機能確保】

- ・ 農業施設の経年劣化等が進行しているため、機能保全計画の策定を進めるとともに、計画的に施設の長寿命化や更新を図る必要がある。
- ・ 安定した食料供給に向け、引き続き基幹的農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する必要がある。

#### 【鳥獣害対策】

- ・ 災害時でも安定的に農産物を生産するために農地保全に資する防護と捕獲が一体となった総合的な鳥獣被害対策を継続する必要がある。

#### 【農地・農業水利施設等の適切な保全管理】

- ・ 農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域の活動組織が主体となった農地や農業水利施設等を保全管理する取組の支援を継続する必要がある。

#### 【卸売市場施設整備の推進】

- ・ 災害時においても生鮮食料品等の安定供給を確保するため、卸売市場の整備を支援する必要がある。

#### 【農林道の整備】

- ・ 「本巢市森林整備計画」等に基づく林道の計画的な整備を促進するとともに、既存林道や施設の維持管理をする必要がある。また、農業の振興を図る地域の支線的な農道等についても施設の維持管理をする必要がある。

#### 【災害に強い森林づくり】

- ・ 「本巢市森林整備計画」における森林機能区分に基づく個別の森林において重視する機能を持続的に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図るとともに、適正な森林施業を県とともに適宜実施し、健全な森林資源の維持造成を図る必要がある。

### (4) 都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～

#### 【民間建築物の耐震化】

- ・ 平成 30 年度の市内の住宅の耐震化率は 76%、多数の者が利用する特定建築物（1 号建築物）の

耐震化率は 98%となっている。防災意識の向上や支援制度の PR について、より効果的な対策を積極的に実施するとともに、耐震診断や耐震補強補助などの耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る必要がある。

#### 【空き家対策】

- ・平成 30 年度の住宅・土地統計調査の結果、市内には約 1,750 戸（空き家率 13.2%）の空き家の推計がされた。今後は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」等に基づき、空家等対策協議会を設置するとともに、適正な管理が行われていない空き家の利活用や除却を促進し、空き家対策を総合的かつ計画的に実施する必要がある。

#### 【ブロック塀の除却推進】

- ・ブロック塀等の倒壊による被害の防止と道路の通行の安全のため、撤去又は改修を対象に補助制度を設けており、同制度の周知を引き続き行い、ブロック塀の除却を推進する必要がある。

#### 【大規模盛土造成地対策】

- ・市内の大規模盛土造成地の把握に努めるとともに、大規模盛土造成地であると判明した場合には滑動崩落防止などの予防対策を行い、被害の軽減を図る必要がある。

#### 【帰宅困難者対策】

- ・岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査（平成 24 年度 岐阜県）に基づき、南海トラフ巨大地震の帰宅困難者は 192 人と想定され、食料、飲料水、寝具を備蓄している。今後は、備蓄品の適切な維持管理に努めるとともに、帰宅困難者の誘導、受入れ、備蓄品の配布等について、体制の強化を図る必要がある。

#### 【仮設住宅、復興住宅の供給】

- ・仮設住宅、復興住宅として活用可能な敷地を把握しておく必要がある。また、運用にあたっては、地域コミュニティを重視する必要がある。

#### 【避難所の防災機能・生活環境の向上】

- ・避難所を安心して利用できるよう災害特性に応じた配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を促進する必要がある。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等に配慮した環境整備を促進する必要がある。その上で、災害発生時には、業界団体と締結した協定により可動式空調機器や非常用発電機などの資機材や専門技術者を機動的に確保する必要がある。

#### 【市街地整備の促進】

- ・都市の防災機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建築物が密集している地区等において、建物の耐震化、不燃化等を図る必要がある。

#### 【狭あい道路解消】

- ・安全で安心な街づくりのために、また、緊急車両等の通行に妨げがないよう狭あい道路の整備を促進する必要がある。

#### 【土地区画整理事業等の促進】

- ・土地区画整理事業・地区計画等を促進することにより、狭あい道路の解消を行い、火災の延焼防止等、都市防災機能の向上を図る必要がある。

#### 【公園整備の促進】

- ・公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、計画的に整備する必要がある。

#### 【被災住宅への支援】

- ・被災住宅からの土砂撤去、屋根等の応急修理について災害ボランティア等との連携を強化する必要がある。また、被害認定調査と罹災証明書発行業務が迅速に行われるよう被害の状況に応じて災害救助法、被災者生活再建支援法や県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用し被災者の生活再建を支援する必要がある。

#### 【復旧・復興体制の整備】

- ・復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制を整備する必要がある。

#### 【文化財の保護対策の推進】

- ・地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や、耐震調査・耐震補強等への支援を行う必要がある。

#### 【環境保全の推進】

- ・本市の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりを推進する必要がある。

#### 【地籍調査】

- ・土地の境界確認が円滑に行われることが、迅速な復旧、復興に繋がるため、地籍調査事業を引き続き推進する必要がある。

### (5) 保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～

#### 【家具固定の推進】

- ・過去の地震災害における死傷者のうち、家具類の転倒、移動による者の割合が高いことから、家具固定の必要性を、防災教育などを活用し、あらゆる世代に普及させる必要がある。
- ・家具を固定する意思はあるものの、取り付けができない高齢者等の情報を女性消防団から提供

を受け、固定器具の取り付けを引き続き支援する必要がある。

#### 【要配慮者利用施設の避難確保計画策定促進】

- ・高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、水防法及び土砂災害防止法に基づき、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する必要がある。また、タイムラインを考慮し、要配慮者利用施設との連携を図る必要がある。

#### 【災害医療体制の充実】

- ・医療機関等との連携強化などにより、災害時の医療救護体制の充実を引き続き進める必要がある。
- ・医療機関等との連携を強化して、重篤化を未然に防ぐ取組を推進する必要がある。
- ・医療機関と連携して、災害時においても救急医療が実施できる体制を確保する必要がある。

#### 【福祉施設、病院の耐震化】

- ・民間の社会福祉施設、病院に対し、耐震化を促すなど耐震化率の向上を図る必要がある。

#### 【医療施設等におけるエネルギー確保】

- ・災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、医療施設が行う非常用自家発電設備や給水設備等の整備に対する支援をする必要がある。

#### 【人材の確保・育成】

- ・関係機関と連携して、医師確保の推進、就労環境の改善など、医療・介護人材の計画的な確保・育成に取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施等により医療・介護人材の災害対応力の強化を図る必要がある。

#### 【福祉施設等への支援】

- ・社会福祉施設等における防災体制の整備と応援協力体制の確立について、現状に合わせた防災計画の見直しや連携体制の強化を図る必要がある。

#### 【公衆衛生意識の啓発】

- ・広報、メール配信、出前講座等により、日頃より感染症予防や災害時における健康・栄養・薬の管理の必要性を啓発し、市民意識の底上げを図る必要がある。

#### 【避難所環境の充実】

- ・令和2年5月に改訂した避難所運営マニュアルに基づき、要配慮者が安心して避難生活を送れるよう避難所環境の充実を図る必要がある。

#### 【感染症対策】

- ・生活環境の変化による感染症等の発生及び拡大の防止のため、感染症予防に関する対策の強化

を図る必要がある。

#### 【保健・栄養活動】

- ・不十分な健康管理による持病の悪化や新たな疾病の発症予防、生活環境の変化による心の不調やエコノミークラス症候群の予防など、災害時において迅速かつ効果的に保健活動が展開できるように対策を講じる必要がある。
- ・不十分な栄養環境による持病の悪化や低栄養を予防するため、緊急応援物資や備蓄物資を活用して、迅速かつ効果的に栄養活動が展開できるように対策を講じる必要がある。

#### 【逸走動物対策】

- ・災害発生時、ペット等多くの動物が逸走することにより、混乱が生ずるおそれがあることから、逸走したペット等を収容するための被災動物救護所（岐阜保健所、本巣・山県センターを想定）の設置・運営に向けた対策を講じる必要がある。

#### 【福祉支援体制の構築・要配慮者の避難の確保】

- ・高齢者介護施設の夜間等における職員を確保するため、非常時に参集できる体制の徹底と、職員の認識を高めていくよう依頼する必要がある。
- ・災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者が避難する場合の、迅速な避難の確保を図るよう避難支援関係者等と調整を図る必要がある。

#### 【災害時健康管理体制の整備】

- ・発災初動における保健所との役割分担、関係機関等との連携体制について、具体的行動レベルでの共有・イメージ化など、平常時の準備が進んでいないことから、引き続き平時から関係機関等と連携した健康管理体制を構築する必要がある。

#### 【被害認定調査の効率化】

- ・大規模災害時には、多くの住宅が被災し、罹災証明書の交付申請が集中することが予想される。罹災証明書の交付の遅延は、復旧・復興の遅れにつながることから、「罹災証明書交付事務マニュアル」を策定する必要がある。また、発行体制の強化を図るため、必要に応じてマニュアルを改正するほか、職員に対する研修を実施する必要がある。

### (6) 産業 ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～

#### 【観光施設等の耐震化】

- ・市の管理する観光施設については、全て耐震基準を満たしているが、本巣市耐震改修促進計画に基づき、今後も建築物の耐震性能、重要度及び地震発生確率を考慮の上、耐震基準を維持するための管理を継続する必要がある。

#### 【企業備蓄の推進】

- ・災害発生後の混乱する中で、各事業所が従業員を一斉に帰宅させることにより、交通結節点等各所で混雑が発生し、集団転倒の発生や、応急救助活動の妨げとなることが考えられるため、「むやみに移動を開始しない」という原則を広く周知するとともに、各事業所で従業員が待機することができるよう、事業所における備蓄を促進する必要がある。

#### 【企業の事業継続支援】

- ・サプライチェーンの維持において、企業の事業継続や早期復旧が最も重要であり、BCP（業務継続計画）を策定しようとする中小企業に対し、内閣府（防災担当）が作成した「事業継続ガイドライン第三版」等の周知を実施し、策定率の向上を図る必要がある。

#### 【本社機能の誘致・企業誘致】

- ・大都市近郊という地の利や東海環状自動車道西回りルート及びインターチェンジが整備されるという有利性を生かし、首都圏等に立地する企業の本社機能等の移転促進、企業誘致を促進する必要がある。

#### 【観光地等の風評被害防止対策の推進】

- ・大規模災害発生時には、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する場合があることから、正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めながらプロモーション支援等の適切な対応を実施する必要がある。

### (7) ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～

#### 【情報通信事業者の災害対応力強化】

- ・災害時に備え、避難施設等及び帰宅困難者の一時避難場所等における早期通信手段確保のための特設公衆電話を設置したことから、今後適正に維持管理する必要がある。また、避難所の施設数に合わせて計画的に設置する必要がある。

#### 【埋設ガス管の耐震化】

- ・公共施設等の敷地内に埋設されている古いガス管は、鋼製のものが多くを占めており、年数の経過に伴い腐食・劣化が進行していると推測され、ガス漏えいによる火災や爆発のおそれもあるため、埋設ガス管の耐震化を促進する必要がある。

#### 【孤立集落の発生に備えた備蓄の推進・通信手段の確保】

- ・集落が孤立しても自立的な生活が継続できるよう、飲料水、食料、生活用品等の個人での備蓄（1週間分程度）を呼びかけるとともに、自治会単位の備蓄の充実を促進する必要がある。
- ・孤立集落が発生しても通信手段等の途絶を回避するため、自主防災組織活性化事業補助金を活用して通信機器や非常用電源の確保を促進する必要がある。

#### 【大規模停電に備えた樹木の事前伐採】

- ・暴風・豪雪に伴う倒木による停電発生を未然に防止するため、市の所管課と電気事業者及び県関係部局が連携して事業計画を作成し、危険樹木の事前伐採を効果的かつ効率的に促進する必要がある。

#### 【上下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進】

- ・上下水道施設全体で耐震化を進めるため、防災上重要な基幹施設として位置付けた施設のうち、耐震対策が必要な水源地、配水池、基幹管路及び重要給水施設への管路について、優先的に耐震化を図ってきており、更なる耐震化及び機能強化を促進する必要がある。

#### 【上下水道における業務継続体制の整備】

- ・大規模地震発生後に必要な業務を的確に行うため、平成28年熊本地震を受けて改訂された下水道BCP（業務継続計画）策定マニュアル等を踏まえ、市の上下水道BCP（業務継続計画）のブラッシュアップを促進する必要がある。

#### 【合併処理浄化槽への転換促進】

- ・単独処理浄化槽（みなし浄化槽）やくみ取り便所を使用している家庭からの生活雑排水は、生活環境の悪化につながるため、下水道の整備が7年以内に見込まれない地域に合併処理浄化槽への切り替えを促進しているが、災害時には生活環境が悪化することが想定されるため、補助金や啓発活動を通じて合併処理浄化槽への切り替えを促進する必要がある。

#### 【電気事業者の災害対応力強化】

- ・電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、必要に応じ、電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の災害対応力強化及び復旧の迅速化を図るよう促進する必要がある。

#### 【ライフライン事業者との協力連携の強化】

- ・ライフラインの復旧への協力体制を整えるため、平常時からの情報交換を行うとともに、総合防災訓練へ関係事業者に参加いただくなど、連携の強化を図る必要がある。

#### 【道路等の復旧に係る体制の構築】

- ・関係団体による被害状況の調査や、公共施設の応急復旧活動への協力について、体制を構築する必要がある。また、平時から連絡を密にし、連携を強化する必要がある。

#### 【復旧・復興体制の整備】

- ・復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制を整備する必要がある。

## **(8) 行政機能 ～公助の強化～**

### **【市有建築物の耐震化】**

- ・市有建築物の耐震化率は98%となっている。耐震性を満たしていない施設について、今後公共施設等総合管理計画、公共施設再配置計画、公共施設等個別施設計画に基づき、廃止、統合を進める必要がある。

### **【避難施設の確保】**

- ・災害に備え、指定緊急避難場所を指定している。引き続き避難施設を確保するとともに、ハザードマップの配布等により、避難施設の位置について周知を強化する必要がある。

### **【被災リスク周知のためのハザードマップの管理と更新】**

- ・被災の危険が高い箇所で生活するリスクの周知を行うため、住宅等購入前に不動産業者が、ハザードマップを活用し説明を行うことから、マップ更新の際は、ホームページを最新の状態にし、管理更新をする必要がある。

### **【災害対応力の強化】**

- ・台風や豪雨等の発生前から予測が可能な災害において、時系列にまとめた「本巣市風水害タイムライン」に従い、出水期前に情報伝達訓練を継続して実施する必要がある。
- ・令和2年度に導入した防災情報システムの機能を活用し、情報の収集及び周知を図り、市災害対策本部の体制をより強化する必要がある。

### **【緊急地震速報時の対応強化】**

- ・緊急地震速報は、音声により通知することが目的でなく、受信した各個人が適切な身を守る行動をとることが重要である。防災教育、出前講座等により、緊急地震速報を聞いたときにとっさに身を守る適切な行動がとれるよう、啓発する必要がある。

### **【越境避難体制の充実】**

- ・市域をまたいだ避難について、周辺市町と協定を結んでおり、円滑な越境避難ができるよう訓練を実施する必要がある。

### **【住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化】**

- ・防災行政無線戸別受信機を、各家庭や事業所に無償で貸し出し、難聴地域の解消を図っており、災害時に確実に機能するよう、受信状況の確認や適切な維持管理を進める必要がある。
- ・災害時に避難勧告等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、緊急速報メール、防災情報アプリやケーブルテレビの活用等、多様なツールを確保し、さらには複数のツールでの一括配信システムを導入するなど、発信の迅速化を図る必要がある。
- ・本市では、全国瞬時警報システム（J-ALERT）や緊急速報「エリアメール」サービスの活用を行っている。また、防災情報通信システムにより県と連携を図り、引き続き災害時においても確実に運用できるよう適正な維持管理をする必要がある。

- ・被災者が安否確認に使用する通信手段として、特設公衆電話を市内 27 の指定避難所に設置している。特設公衆電話による安否確認は、災害用伝言ダイヤル（171）の使用を前提としていることから、防災訓練等で特設公衆電話の体験利用コーナーを設けるなど、災害用伝言ダイヤルの使用方法の普及を図る必要がある。また、緊急時に確実に使用できるよう適正に管理する必要がある。

#### 【公的備蓄の充実】

- ・家庭等における備蓄について、最低 3 日分以上の備蓄が奨励されていることから、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に取り組むとともに、市における非常用物資の備蓄の充実を図る必要がある。

#### 【受援体制強化】

- ・災害時相互応援協定により、他自治体からの応援を受けられることとなっており、受援体制について、災害時広域受援計画を策定する必要がある。応援職員が円滑に応急業務を実施できるよう、マニュアル類の充実を図る必要がある。

#### 【消防力の強化】

- ・岐阜市消防本部消防庁舎適正配置計画に基づき、消防力の重複などの不均衡を解消するため、消防需要に対応した効率、効果的な消防体制の構築を図る必要がある。

#### 【救命救急体制の充実】

- ・多数の重症者が発生した場合、救急活動が遅れるおそれがある。消防団又は自主防災組織等の協力により救命救急活動を行う必要があるため、各種団体等への救命講習の受講を促進していく必要がある。

#### 【災害用トイレ対策】

- ・災害時にトイレが不足する事態に備え、災害用トイレの備蓄を行っている。災害時における各種応援協定による民間企業との連携を図り、必要に応じて、備蓄数の見直しを図る必要がある。また、災害時における物資供給に関する協定書により、必要に応じて、仮設トイレを活用するなど、トイレ対策を進める必要がある。

#### 【防災拠点としての新庁舎の建設】

- ・市役所本庁舎は、災害時の司令塔として、市民の暮らしを守る拠点となる極めて重要な施設である。分散している 3 庁舎を統合し、災害に即応できる体制を整備するなど、防災機能を充実させた新庁舎の計画を進めており、事業を着実に進める必要がある。

#### 【避難所機能の充実】

- ・整備した備蓄品、設備の適切な更新、維持管理を図り、備蓄品等の保管場所を確保する必要がある。

#### 【広域連携の推進】

- ・広域避難や県境道路の整備、災害時の広域応援体制の強化や帰宅困難者対策など、広域的に取り組むべき課題について、県、隣接市町との連携の強化を図る必要がある。また、災害時広域受援計画の策定を進める必要がある。

#### 【業務継続体制の強化】

- ・BCP（業務継続計画）において、非常時優先業務等について定めており、引き続き非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持する必要がある。

#### 【災害対応力強化のための資機材整備】

- ・災害用装備資機材の配備増強を図り、配備された機器について、職員による使用方法の習熟を図る必要がある。

#### 【災害対策用資機材の確保・充実】

- ・被災した土木施設等の応急復旧を効率的かつ効果的に実施するため、本巢市建設協会の災害時応急対策用資機材の備蓄を把握し、緊急時に迅速な対応ができるよう平時における資機材の点検の実施及び関係機関との訓練を実施する必要がある。

#### 【協定締結の促進】

- ・食料等の確保体制を構築するため、民間企業等と協定を締結し、平常時から協定締結先との「顔の見える関係」を構築する必要がある。

#### 【ライフライン事業者との協力連携の強化】

- ・ライフラインの復旧への協力体制を整えるため、平常時からの情報交換を行うとともに、総合防災訓練へ関係事業者に参加いただくなど、連携の強化を図る必要がある。

#### 【道路等の復旧に係る体制の構築】

- ・関係団体による被害状況の調査や、公共施設の応急復旧活動への協力について、体制を構築する必要がある。また、平時から連絡を密にし、連携を強化する必要がある。

#### 【ボランティア対策】

- ・災害ボランティアに対し、大規模災害が発生した際、初期対応に遅れが生ずることなく円滑に活動できるよう、事前に災害時に活躍が期待できるアマチュア無線やオフロード愛好家などのNPOの洗い出しをする。また、本巢市社会福祉協議会などの関係機関と連携し、運営訓練を実施する必要がある。

#### 【復旧・復興体制の整備】

- ・復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制を整備する必要がある。

## (9) 環境 ～廃棄物及び有害物質対策～

### 【河川に流出したごみ等の撤去】

- ・河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図る取組にあわせて、災害発生時に流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る必要がある。

### 【再生可能エネルギーの導入拡大】

- ・地域の資源を最大限に活用してエネルギーをつくり、これをできるだけ地域で使っていく「エネルギーの地産地消」を進めるため、本市の恵まれた地域資源である太陽光などを活用した再生可能エネルギー利用を推進し、市域における温室効果ガス排出量の削減と災害時におけるエネルギーセキュリティの向上の両立を図る必要がある。

### 【環境中の汚染物質の測定体制の充実】

- ・汚染物質の環境中への大規模放出が発生した場合に、迅速に覚知し、注意喚起が取れるよう、体制の維持・強化を図る必要がある。

### 【火葬体制の確立】

- ・災害時の遺体の取扱い、埋・火葬を的確に遅滞なく行うため、関係機関と連携し、体制の強化を図る必要がある。

### 【災害廃棄物処理体制の充実強化】

- ・衛生的な生活環境を保持するためには、災害廃棄物を円滑に処理することが必要なため、「本巢市災害廃棄物処理計画」に基づき仮置き場候補地を選定するなど、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整えているが、計画の更新、災害に強靱なごみ焼却施設の整備など、引き続き処理体制の充実を図る必要がある。

## (10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～

### 【家具固定の推進】

- ・過去の地震災害における死傷者のうち、家具類の転倒、移動による者の割合が高いことから、家具固定の必要性を、防災教育などを活用し、あらゆる世代に普及させる必要がある。
- ・家具を固定する意思はあるものの、取り付けができない高齢者等の情報を女性消防団から提供を受け、固定器具の取り付けを引き続き支援する必要がある。

### 【防災教育の推進】

- ・子どもを通じて、その親世代の防災意識の向上を図るため、園や学校において、家庭や地域と連携した防災教育の取組を継続的に進めるとともに、自主的な取組を促進する必要がある。

### 【適切な避難行動の周知啓発】

- ・浸水が始まった段階での避難場所への「水平避難」は、水路への落下等様々な危険を伴うため、ハザードマップや本巢市風水害タイムラインを活用し、水害リスクと併せて、「垂直避難」「屋内退避」など状況に応じた適切な避難行動を行う必要性について、一層の周知を進める必要がある。また、根尾地域と南部3地域については、地域特性が異なるため、今後2種類のタイムラインを作成する必要がある。

### 【避難行動要支援者への対策】

- ・定期的な避難行動要支援者の把握、名簿の更新を行うとともに、対応が必要な事項を把握する必要がある。また、避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難できるよう平常時から情報を提供し、地域で避難行動要支援者の避難支援タイムラインを作成し連携できる体制を確立する必要がある。

### 【ハザードマップの活用】

- ・緊急的に命を守るために避難する「指定緊急避難場所」と災害後に避難生活を送る「指定避難所」を指定しており、各種ハザードマップや本巢市風水害タイムラインにより、一層の周知を図る必要がある。その際、両者の性質の違いや災害種別によっては使用できない場合があることについても、併せて周知する必要がある。

### 【外国人への情報伝達】

- ・災害時の避難施設を外国人にも周知するため、避難場所表示看板の多言語化や、JIS規格及び国土地理院で定めるピクトグラムを活用する必要がある。

### 【要配慮者利用施設の避難確保計画策定促進】

- ・高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、水防法及び土砂災害防止法に基づき、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する必要がある。また、タイムラインを考慮し、要配慮者利用施設との連携を図る必要がある。

### 【消防団の強化】

- ・大規模災害における消防団の救命救助活動に必要な装備の資機材の充実を図り、団員の人材確保と育成を図る必要がある。

### 【人材の確保・育成】

- ・関係機関と連携して、医師確保の推進、就労環境の改善など、医療・介護人材の計画的な確保・育成に取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施等により医療・介護人材の災害対応力の強化を図る必要がある。

### 【個人備蓄の推進】

- ・大規模災害発生後には、物資供給の停滞により、必要な食料等の入手が困難となる可能性がある

るため、家庭等における 3 日分以上の備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組む必要がある。

#### 【自主防災組織の育成】

- ・市内 113 の地域で自主防災組織が組織され、防災訓練等積極的な防災活動に取り組んでいる。地域特性に応じ各組織が必要な資機材を配備できるよう、活性化事業補助金を継続するとともに、防災士資格取得を促進するなど、活動支援を行っており、引き続き支援する必要がある。

#### 【防災士育成】

- ・地域が主体的に避難所の運営を行うことにより、平常時のコミュニティを活かした運営の円滑化、職員が他の復旧業務に従事することによる復旧の迅速化も見込むことができるため、高度な防災知識と技能を有し、地域の防災リーダーとなる防災士を育成し、地域の避難所運営能力の向上を図る必要がある。

#### 【応急危険度判定士育成】

- ・余震等による二次災害を防止するため、地震による被災建築物の危険度判定を行う地震被災地建築物応急危険度判定士の計画的な確保と、地震災害時に迅速に活動する体制の整備を図る必要がある。

#### 【建設業の担い手育成・確保】

- ・地域の復旧・復興の中心となる建設業を担う人材の育成・確保を図るため、魅力ある労働環境の整備などを通じて、将来にわたって希望と誇りの持てる建設業の確立を支援する必要がある。

#### 【TEC-FORCE の派遣体制確立】

- ・国土交通省の TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）やリエゾンについて、受入れに係る体制を確立するため、連携を強化し、応急復旧を迅速に行う体制の充実を図る必要がある。

### (11) 官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～

#### 【民間企業の避難場所の活用と連携】

- ・災害時における各種応援協定に基づき、民間企業の避難場所の提供が受けられるよう、平時から地元企業と自治会との連携を密にし、避難場所の確保充実を図る必要がある。

#### 【防災・減災データの提供推進】

- ・オープンデータを扱うポータルサイトにおいて、土砂災害警戒区域や緊急輸送道路などの防災に係るオープンデータの提供を進めているが、民間でのデータ利活用を促進するため、より使いやすいデータの提供を進める必要がある。

#### 【運輸・交通事業者の災害対応力強化】

- ・暴風雪や豪雪等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報

提供により、鉄道等の車内に多数の旅客が取り残される事態を回避するため、事業者、周辺自治体との情報共有や連絡体制を確立する必要がある。また、事業者に風水害タイムラインに応じた行動指針の策定を促す必要がある。

#### 【支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化】

- ・生活必需物資や医療救護など災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進めるとともに、災害時において確実に活動できるよう、各協定締結団体と平時からの「顔の見える」関係を構築するとともに実践的な共同訓練を実施する必要がある。

#### 【救出救助に係る連携体制の強化】

- ・救出救助に係る関係機関へ迅速な要請ができるよう、自衛隊、警察、消防等の関係機関及び民間事業者等と連携を密にする必要がある。

#### 【災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成】

- ・大規模災害発生時に「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議」と速やかに連携し、ボランティアの受入体制を整備する必要がある。また、ボランティアの受入体制を事前に整備するため、平時から社会福祉協議会等関係機関との意見交換や研修・訓練などを通じて、「顔の見える」関係づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図る必要がある。
- ・大規模災害時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、職員を養成する必要がある。

## (12) メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～

#### 【公共施設等の維持管理】

- ・平成 29 年 3 月に公共施設等総合管理計画、平成 30 年 3 月に公共施設再配置計画を策定した。それらに基づき公共施設の維持管理における優先順位の考え方や対策等を整理した個別施設計画を令和 2 年度に策定し、計画的な維持管理・更新を行う必要がある。また、公共施設等総合管理計画については、原則 10 年に 1 度のスパンでの見直しを実施し、順次充実を図る必要がある。

#### 【市営住宅の維持管理】

- ・市営住宅の老朽化については、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「本巣市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行う必要がある。

#### 【河川・水路施設等の維持・長寿命化対策】

- ・河川・水路施設等が機能効果を確実に発揮できるよう、河川構造物の長寿命化計画の策定や計測、監視機器の設置など、予防保全に努め防災、減災を図る必要がある。また、市の管理河川の流末となる国、県管理河川の早期整備を促進する必要がある。

**【道路施設の維持・長寿命化対策】**

- ・高度成長期以降の、集中的な道路整備に伴い、多数の橋梁や道路舗装の老朽化や劣化の進行が見込まれる中、ライフサイクルコストの縮減、修繕時期の分散化を図るため「本巢市橋梁長寿命化修繕計画」や「道路舗装長寿命化修繕計画」を策定し、計画的に修繕工事を進めている。引き続き予防保全的な対策を進め、健全な道路ネットワークを維持する必要がある。

**【農業水利施設の老朽化対策】**

- ・老朽化した農業水利施設の更新を進めるとともに、施設の維持管理を確実に実施する必要がある。

**【河川構造物等の維持管理対策】**

- ・市が管理する河川構造物等について、制御不能な二次災害を発生させないために適切な維持管理をする必要がある。

## リスクシナリオごとの推進方針

## 1. 直接死を最大限防ぐ

## 1. 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

## 【道路整備・狭あい道路解消】

- ・ 幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を促進する。
- ・ 安全で安心な街づくりのために、また、緊急車両等の通行に妨げがないよう狭あい道路の整備を促進する。

## 【無電柱化対策】

- ・ 電柱等の倒壊から緊急輸送道路等を確保するため、必要性等を勘案し、占用制限や計画的に無電柱化の整備をする。

## 【民間建築物の耐震化】

- ・ 平成 30 年度の市内の住宅の耐震化率は 76%、多数の者が利用する特定建築物（1 号建築物）の耐震化率は 98%となっている。防災意識の向上や支援制度の PR について、より効果的な対策を積極的に実施するとともに、耐震診断や耐震補強補助などの耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

## 【空き家対策】

- ・ 平成 30 年度の住宅・土地統計調査の結果、市内には約 1,750 戸（空き家率 13.2%）の空き家の推計がされた。今後は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」等に基づき、空家等対策協議会を設置するとともに、適正な管理が行われていない空き家の利活用や除却を促進し、空き家対策を総合的かつ計画的に実施する。

## 【ブロック塀の除却推進】

- ・ ブロック塀等の倒壊による被害の防止と道路の通行の安全のため、撤去又は改修を対象に補助制度を設けており、同制度の周知を引き続き行い、ブロック塀の除却を推進する。

## 【観光施設等の耐震化】

- ・ 市の管理する観光施設については、全て耐震基準を満たしているが、本県市耐震改修促進計画に基づき、今後も建築物の耐震性能、重要度及び地震発生確率を考慮の上、耐震基準を維持するための管理を継続する。

## 【市有建築物の耐震化】

- ・ 市有建築物の耐震化率は 98%となっている。耐震性を満たしていない施設について、今後公共施設等総合管理計画、公共施設再配置計画、公共施設等個別施設計画に基づき、廃止、統合を進める。

### 【避難施設の確保】

- ・災害に備え、指定緊急避難場所を指定している。引き続き避難施設を確保するとともに、ハザードマップの配布等により、避難施設の位置について周知を強化する。

### 【家具固定の推進】

- ・過去の地震災害における死傷者のうち、家具類の転倒、移動による者の割合が高いことから、家具固定の必要性を、防災教育などを活用し、あらゆる世代に普及させる。
- ・家具を固定する意思はあるものの、取り付けができない高齢者等の情報を女性消防団から提供を受け、固定器具の取り付けを引き続き支援する。

### 【公共施設等の維持管理】

- ・平成 29 年 3 月に公共施設等総合管理計画、平成 30 年 3 月に公共施設再配置計画を策定した。それらに基づき公共施設の維持管理における優先順位の考え方や対策等を整理した個別施設計画を令和 2 年度に策定し、計画的な維持管理・更新を行う。また、公共施設等総合管理計画については、原則 10 年に 1 度のスパンでの見直しを実施し、順次充実を図る。

### 【市営住宅の維持管理】

- ・市営住宅の老朽化については、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「本巣市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行う。

## 2.集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生

### 【河川整備の促進】

- ・記録的な豪雨により、水害（洪水・内水）が頻発化・激甚化してきており、近年の気候変動等の影響を踏まえると災害リスクが高まることが予想される。そのため、ハード対策と平時の利用を考慮したソフト対策の両面を駆使し、地域特性を踏まえた防災・減災対策を推進する。

### 【河川に放出したごみ等の撤去】

- ・河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図る取組にあわせて、災害発生時に流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る。

### 【河川・水路施設等の維持・長寿命化対策】

- ・河川・水路施設等が機能効果を確実に発揮するよう、河川構造物の長寿命化計画の策定や計測、監視機器の設置など、予防保全に努め防災、減災を図る。また、市の管理河川の流末となる国、県管理河川の早期整備を促進する。

### 3. 大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生

#### 【砂防、急傾斜地崩壊防止、雪崩対策】

- ・土砂災害のおそれのある警戒区域の対策を県に要望し、これを促進する。また、土砂災害対策及び雪崩災害対策事業を推進する。

#### 【急傾斜地及び道路法面の崩壊対策】

- ・集中豪雨等による土砂災害への予防対策として、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を推進していく。県においては、地域特性を踏まえた総合的な土砂災害対策を計画的に進められており、その一部である急傾斜地及び道路法面の崩壊による災害防止を、県と連携し計画的に事業を推進する。

#### 【森林の保全・治山対策】

- ・山地における自然災害を防止するため、治山施設（土留め工・流路工等）の維持管理を実施する。

#### 【大規模盛土造成地対策】

- ・市内の大規模盛土造成地の把握に努めるとともに、大規模盛土造成地であると判明した場合には滑動崩落防止などの予防対策を行い、被害の軽減を図る。

### 4. 避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生

#### 【帰宅困難者対策】

- ・岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査（平成 24 年度 岐阜県）に基づき、南海トラフ巨大地震の帰宅困難者は 192 人と想定され、食料、飲料水、寝具を備蓄している。今後は、備蓄品の適切な維持管理に努めるとともに、帰宅困難者の誘導、受入れ、備蓄品の配布等について、体制の強化を図る。

#### 【被災リスク周知のためのハザードマップの管理と更新】

- ・被災の危険が高い箇所では生活するリスクの周知を行うため、住宅等購入前に不動産業者が、ハザードマップを活用し説明を行うことから、マップ更新の際は、ホームページを最新の状態にし、管理更新をする。

#### 【企業備蓄の推進】

- ・災害発生後の混乱する中で、各事業所が従業員を一斉に帰宅させることにより、交通結節点等各所で混雑が発生し、集団転倒の発生や、応急救助活動の妨げとなることが考えられるため、「むやみに移動を開始しない」という原則を広く周知するとともに、各事業所で従業員が待機することができるよう、事業所における備蓄を促進する。

#### 【情報通信事業者の災害対応力強化】

- ・災害時に備え、避難施設等及び帰宅困難者の一時避難場所等における早期通信手段確保のための特設公衆電話を設置したことから、今後適正に維持管理する。また、避難所の施設数に合わせて計画的に設置する。

#### 【災害対応力の強化】

- ・台風や豪雨等の発生前から予測が可能な災害において、時系列にまとめた「本巣市風水害タイムライン」に従い、出水期前に情報伝達訓練を継続して実施する。
- ・令和2年度に導入した防災情報システムの機能を活用し、情報の収集及び周知を図り、市災害対策本部の体制をより強化する。

#### 【緊急地震速報時の対応強化】

- ・緊急地震速報は、音声により通知することが目的でなく、受信した各個人が適切な身を守る行動をとることが重要である。防災教育、出前講座等により、緊急地震速報を聞いたときにとっさに身を守る適切な行動がとれるよう、啓発する。

#### 【越境避難体制の充実】

- ・市域をまたいだ避難について、周辺市町と協定を結んでおり、円滑な越境避難ができるよう訓練を実施する。

#### 【住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化】

- ・防災行政無線戸別受信機を、各家庭や事業所に無償で貸し出し、難聴地域の解消を図っており、災害時に確実に機能するよう、受信状況の確認や適切な維持管理を進める。
- ・災害時に避難勧告等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、緊急速報メール、防災情報アプリやケーブルテレビの活用等、多様なツールを確保し、さらには複数のツールでの一括配信システムを導入するなど、発信の迅速化を図る。
- ・本市では、全国瞬時警報システム（J-ALERT）や緊急速報「エリアメール」サービスの活用を行っている。また、防災情報通信システムにより県と連携を図り、引き続き災害時においても確実に運用できるよう適正な維持管理をする。
- ・被災者が安否確認に使用する通信手段として、特設公衆電話を市内27の指定避難所に設置している。特設公衆電話による安否確認は、災害用伝言ダイヤル（171）の使用を前提としていることから、防災訓練等で特設公衆電話の体験利用コーナーを設けるなど、災害用伝言ダイヤルの使用方法の普及を図る。また、緊急時に確実に使用できるよう適正に管理する。

#### 【防災教育の推進】

- ・子どもを通じて、その親世代の防災意識の向上を図るため、園や学校において、家庭や地域と連携した防災教育の取組を継続的に進めるとともに、自主的な取組を促進する。

#### 【適切な避難行動の周知啓発】

- ・浸水が始まった段階での避難場所への「水平避難」は、水路への落下等様々な危険を伴うため、

ハザードマップや本巢市風水害タイムラインを活用し、水害リスクと併せて、「垂直避難」「屋内退避」など状況に応じた適切な避難行動を行う必要性について、一層の周知を進める。また、根尾地域と南部3地域については、地域特性が異なるため、今後2種類のタイムラインを作成する。

#### 【避難行動要支援者への対策】

- ・定期的な避難行動要支援者の把握、名簿の更新を行うとともに、対応が必要な事項を把握する。また、避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難できるよう平常時から情報を提供し、地域で避難行動要支援者の避難支援タイムラインを作成し連携できる体制を確立する。

#### 【ハザードマップの活用】

- ・緊急的に命を守るために避難する「指定緊急避難場所」と災害後に避難生活を送る「指定避難所」を指定しており、各種ハザードマップや本巢市風水害タイムラインにより、一層の周知を図る。その際、両者の性質の違いや災害種別によっては使用できない場合があることについても、併せて周知する。

#### 【外国人への情報伝達】

- ・災害時の避難施設を外国人にも周知するため、避難場所表示看板の多言語化や、JIS規格及び国土地理院で定めるピクトグラムを活用する。

#### 【要配慮者利用施設の避難確保計画策定促進】

- ・高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、水防法及び土砂災害防止法に基づき、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する。また、タイムラインを考慮し、要配慮者利用施設との連携を図る。

#### 【民間企業の避難場所の活用と連携】

- ・災害時における各種応援協定に基づき、民間企業の避難場所の提供が受けられるよう、平時から地元企業と自治会との連携を密にし、避難場所の確保充実を図る。

#### 【防災・減災データの提供推進】

- ・オープンデータを扱うポータルサイトにおいて、土砂災害警戒区域や緊急輸送道路などの防災に係るオープンデータの提供を進めているが、民間でのデータ利活用を促進するため、より使いやすいデータの提供を進める。

## 5. 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

#### 【道路における大雪対策】

- ・大雪等の際、早期に通行の確保を図るため、除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制の強化を図る。また、市内の主軸道路を管理する県との連携を密にする。

### 【砂防、急傾斜地崩壊防止、雪崩対策】

- ・土砂災害のおそれのある警戒区域の対策を県に要望し、これを促進する。また、土砂災害対策及び雪崩災害対策事業を推進する。

### 【運輸・交通事業者の災害対応力強化】

- ・暴風雪や豪雪等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道等の車内に多数の旅客が取り残される事態を回避するため、事業者、周辺自治体との情報共有や連絡体制を確立する。また、事業者に風水害タイムラインに応じた行動指針の策定を促す。

## 2.救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 6. 被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

#### 【埋設ガス管の耐震化】

- ・公共施設等の敷地内に埋設されている古いガス管は、鋼製のものが多くを占めており、年数の経過に伴い腐食・劣化が進行していると推測され、ガス漏えいによる火災や爆発のおそれもあるため、埋設ガス管の耐震化を促進する。

#### 【公的備蓄の充実】

- ・家庭等における備蓄について、最低3日分以上の備蓄が奨励されていることから、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に取り組むとともに、市における非常用物資の備蓄の充実を図る。

#### 【受援体制強化】

- ・災害時相互応援協定により、他自治体からの応援を受けられることとなっており、受援体制について、災害時広域受援計画を策定する。応援職員が円滑に応急業務を実施できるよう、マニュアル類の充実を図る。

#### 【再生可能エネルギーの導入拡大】

- ・地域の資源を最大限に活用してエネルギーをつくり、これをできるだけ地域で使っていく「エネルギーの地産地消」を進めるため、本市の恵まれた地域資源である太陽光などを活用した再生可能エネルギー利用を推進し、市域における温室効果ガス排出量の削減と災害時におけるエネルギーセキュリティの向上の両立を図る。

#### 【支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化】

- ・生活必需物資や医療救護など災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進めるとともに、災害時において確実に活動できるよう、各協定締結団体と平時からの「顔の見える」関係を構築するとともに実践的な共同訓練を実施する。

#### 【鳥獣害対策】

- ・災害時でも安定的に農産物を生産するために農地保全に資する防護と捕獲が一体となった総合的な鳥獣被害対策を継続する。

#### 【農地・農業水利施設等の適切な保全管理】

- ・農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域の活動組織が主体となった農地や農業水利施設等を保全管理する取組の支援を継続する。

### 7. 多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生

#### 【孤立集落の発生に備えた樹木伐採】

- ・本市の地形的特性上、大規模災害により集落の孤立が多発した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念されるため、道路整備等による孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を引き続き促進する。

#### 【道路啓開の迅速な実施】

- ・発災時に「本巢市地域防災計画」にある「啓開作業の実施」に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する。

#### 【孤立集落の発生に備えた備蓄の推進・通信手段の確保】

- ・集落が孤立しても自立的な生活が継続できるよう、飲料水、食料、生活用品等の個人での備蓄（1週間分程度）を呼びかけるとともに、自治会単位の備蓄の充実を促進する。
- ・孤立集落が発生しても通信手段等の途絶を回避する必要があるため、自主防災組織活性化事業補助金を活用して通信機器や非常用電源の確保を促進する。

### 8. 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足

#### 【消防力の強化】

- ・岐阜市消防本部消防庁舎適正配置計画に基づき、消防力の重複などの不均衡を解消するため、消防需要に対応した効率、効果的な消防体制の構築を図る。

#### 【消防団の強化】

- ・大規模災害における消防団の救命救助活動に必要な装備の資機材の充実を図り、団員の人材確保と育成を図る。

#### 【救出救助に係る連携体制の強化】

- ・ 救出救助に係る関係機関へ迅速な要請ができるよう、自衛隊、警察、消防等の関係機関及び民間事業者等と連携を密にする。

### 9. 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災

#### 【災害医療体制の充実】

- ・ 医療機関等との連携強化などにより、災害時の医療救護体制の充実を引き続き進める。
- ・ 医療機関等との連携を強化して、重篤化を未然に防ぐ取組を推進する。
- ・ 医療機関と連携して、災害時においても救急医療が実施できる体制を確保する。

#### 【福祉施設、病院の耐震化】

- ・ 民間の社会福祉施設、病院に対し、耐震化を促すなど耐震化率の向上を図る。

#### 【医療施設等におけるエネルギー確保】

- ・ 災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、医療施設が行う非常用自家発電設備や給水設備等の整備に対する支援をする。

#### 【人材の確保・育成】

- ・ 関係機関と連携して、医師確保の推進、就労環境の改善など、医療・介護人材の計画的な確保・育成に取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施等により医療・介護人材の災害対応力の強化を図る。

#### 【福祉施設等への支援】

- ・ 社会福祉施設等における防災体制の整備と応援協力体制の確立について、現状に合わせた防災計画の見直しや連携体制の強化を図る。

#### 【公衆衛生意識の啓発】

- ・ 広報、メール配信、出前講座等により、日頃より感染症予防や災害時における健康・栄養・薬の管理の必要性を啓発し、市民意識の底上げを図る。

#### 【救命救急体制の充実】

- ・ 多数の重症者が発生した場合、救急活動が遅れるおそれがある。消防団又は自主防災組織等の協力により救命救急活動を行う必要があるため、各種団体等への救命講習の受講を促進していく。

## 10. 劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

### 【仮設住宅、復興住宅の供給】

- ・ 仮設住宅、復興住宅として活用可能な敷地を把握しておく。また、運用にあたっては、地域コミュニティを重視する。

### 【避難所環境の充実】

- ・ 令和2年5月に改訂した避難所運営マニュアルに基づき、要配慮者が安心して避難生活を送れるよう避難所環境の充実を図る。

### 【感染症対策】

- ・ 生活環境の変化による感染症等の発生及び拡大の防止のため、感染症予防に関する対策の強化を図る。

### 【保健・栄養活動】

- ・ 不十分な健康管理による持病の悪化や新たな疾病の発症予防、生活環境の変化による心の不調やエコノミークラス症候群の予防など、災害時において迅速かつ効果的に保健活動が展開できるように対策を講じる。
- ・ 不十分な栄養環境による持病の悪化や低栄養を予防するため、緊急応援物資や備蓄物資を活用して、迅速かつ効果的に栄養活動が展開できるように対策を講じる。

### 【逸走動物対策】

- ・ 災害発生時、ペット等多くの動物が逸走することにより、混乱が生ずるおそれがあることから、逸走したペット等を収容するための被災動物救護所（岐阜保健所、本巣・山県センターを想定）の設置・運営に向けた対策を講じる。

### 【災害用トイレ対策】

- ・ 災害時にトイレが不足する事態に備え、災害用トイレの備蓄を行っている。災害時における各種応援協定による民間企業との連携を図り、必要に応じて、備蓄数の見直しを図る。また、災害時における物資供給に関する協定書により、必要に応じて、仮設トイレを活用するなど、トイレ対策を進める。

### 【環境中の汚染物質の測定体制の充実】

- ・ 汚染物質の環境中への大規模放出が発生した場合に、迅速に覚知し、注意喚起が取れるよう、体制の維持・強化を図る。

### 【火葬体制の確立】

- ・ 災害時の遺体の取扱い、埋・火葬を的確に遅滞なく行うため、関係機関と連携し、体制の強化を図る。

### 3.必要不可欠な行政機能は確保する

#### 11. 市職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

##### 【避難所の防災機能・生活環境の向上】

- ・避難所を安心して利用できるよう災害特性に応じた配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を促進する。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等に配慮した環境整備を促進する。その上で、災害発生時には、業界団体と締結した協定により可動式空調機器や非常用発電機などの資機材や専門技術者を機動的に確保する。

##### 【福祉支援体制の構築・要配慮者の避難の確保】

- ・高齢者介護施設の夜間等における職員を確保するため、非常時に参集できる体制の徹底と、職員の認識を高めていくよう依頼する。
- ・災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者が避難する場合の、迅速な避難の確保を図るよう避難支援関係者等と調整を図る。

##### 【災害時健康管理体制の整備】

- ・発災初動における保健所との役割分担、関係機関等との連携体制について、具体的行動レベルでの共有・イメージ化など、平常時の準備が進んでいないことから、引き続き平時から関係機関等と連携した健康管理体制を構築する。

##### 【被害認定調査の効率化】

- ・大規模災害時には、多くの住宅が被災し、罹災証明書の交付申請が集中することが予想される。罹災証明書の交付の遅延は、復旧・復興の遅れにつながることから、「罹災証明書交付事務マニュアル」を策定する。また、発行体制の強化を図るため、必要に応じてマニュアルを改正するほか、職員に対する研修を実施する。

##### 【防災拠点としての新庁舎の建設】

- ・市役所本庁舎は、災害時の司令塔として、市民の暮らしを守る拠点となる極めて重要な施設である。分散している3庁舎を統合し、災害に即応できる体制を整備するなど、防災機能を充実させた新庁舎の計画を進めており、事業を着実に進める。

##### 【避難所機能の充実】

- ・整備した備蓄品、設備の適切な更新、維持管理を図り、備蓄品等の保管場所を確保する。

##### 【広域連携の推進】

- ・広域避難や県境道路の整備、災害時の広域応援体制の強化や帰宅困難者対策など、広域的に取り組むべき課題について、県、隣接市町との連携の強化を図る。また、災害時広域受援計画の策定を進める。

#### 【業務継続体制の強化】

- ・BCP（業務継続計画）において、非常時優先業務等について定めており、引き続き非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持する。

#### 【災害対応力強化のための資機材整備】

- ・災害用装備資機材の配備増強を図り、配備された機器について、職員による使用方法の習熟を図る。

### 4.生活・経済活動を機能不全に陥らせない

#### 12. サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響

##### 【道路啓開の迅速な実施】

- ・発災時に「本巢市地域防災計画」にある「啓開作業の実施」に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する。

##### 【運輸・交通事業者の災害対応力強化】

- ・暴風雪や豪雪等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道等の車内に多数の旅客が取り残される事態を回避するため、事業者、周辺自治体との情報共有や連絡体制を確立する。また、事業者に風水害タイムラインに応じた行動指針の策定を促す。

##### 【農地の復旧・復興】

- ・早期の営農再開に向け様々な助成制度を活用して、農地整備を通じた農地の面的集約、経営の規模拡大を目指し競争力ある経営体を育成する。

##### 【企業の事業継続支援】

- ・サプライチェーンの維持において、企業の事業継続や早期復旧が最も重要であり、BCP（業務継続計画）を策定しようとする中小企業に対し、内閣府（防災担当）が作成した「事業継続ガイドライン第三版」等の周知を実施し、策定率の向上を図る。

##### 【本社機能の誘致・企業誘致】

- ・大都市近郊という地の利や東海環状自動車道西回りルート及びインターチェンジが整備されるという有利性を生かし、首都圏等に立地する企業の本社機能等の移転促進、企業誘致を促進する。

##### 【観光地等の風評被害防止対策の推進】

- ・大規模災害発生時には、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する可能性があることから、正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めながらプロモーション支

援等の適切な対応を実施する。

### 13. 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

#### 【幹線道路、東海環状自動車道 IC アクセス道路整備】

- ・南海トラフ巨大地震の発生が危惧され、名古屋圏のゼロメートル地帯に位置する中枢機能のバックアップが期待される。そのため、道路の代替性や多重性の観点を踏まえつつ、東海環状自動車道等の整備に合わせてアクセス性の強化を図る。また、広域的かつ高規格の幹線道路を軸とした、市内の幹線道路ネットワークの構築及び本巣市道路網整備計画を推進する。

#### 【災害対策用資機材の確保・充実】

- ・被災した土木施設等の応急復旧を効率的かつ効果的に実施するため、本巣市建設協会の災害時応急対策用資機材の備蓄を把握し、緊急時に迅速な対応ができるよう平時における資機材の点検の実施及び関係機関との訓練を実施する。

#### 【道路施設の維持・長寿命化対策】

- ・高度成長期以降の、集中的な道路整備に伴い、多数の橋梁や道路舗装の老朽化や劣化の進行が見込まれる中、ライフサイクルコストの縮減、修繕時期の分散化を図るため「本巣市橋梁長寿命化修繕計画」や「道路舗装長寿命化修繕計画」を策定し、計画的に修繕工事を進めている。引き続き予防保全的な対策を進め、健全な道路ネットワークを維持する。

### 14. 食料や物資の供給の途絶

#### 【農業施設の用排水機能確保】

- ・農業施設の経年劣化等が進行しているため、機能保全計画の策定を進めるとともに、計画的に施設の長寿命化や更新を図る。
- ・安定した食料供給に向け、引き続き基幹的農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する。

#### 【鳥獣害対策】

- ・災害時でも安定的に農産物を生産するために農地保全に資する防護と捕獲が一体となった総合的な鳥獣被害対策を継続する。

#### 【農地・農業水利施設等の適切な保全管理】

- ・農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域の活動組織が主体となった農地や農業水利施設等を保全管理する取組の支援を継続する。

#### 【協定締結の促進】

- ・食料等の確保体制を構築するため、民間企業等と協定を締結し、平常時から協定締結先との「顔の見える関係」を構築する。

#### 【個人備蓄の推進】

- ・大規模災害発生後には、物資供給の停滞により、必要な食料等の入手が困難となる可能性があるため、家庭等における 3 日分以上の備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組む。

#### 【卸売市場施設整備の推進】

- ・災害時においても生鮮食料品等の安定供給を確保するため、卸売市場の整備を支援する。

## 5. ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### 15. ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

#### 【大規模停電に備えた樹木の事前伐採】

- ・暴風・豪雪に伴う倒木による停電発生を未然に防止するため、市の所管課と電気事業者及び県関係部局が連携して事業計画を作成し、危険樹木の事前伐採を効果的かつ効率的に促進する。

#### 【上下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進】

- ・上下水道施設全体で耐震化を進める必要があるため、防災上重要な基幹施設として位置付けた施設のうち、耐震対策が必要な水源地、配水池、基幹管路及び重要給水施設への管路について、優先的に耐震化を図ってきており、更なる耐震化及び機能強化を促進する。

#### 【上下水道における業務継続体制の整備】

- ・大規模地震発生後に必要な業務を的確に行うため、平成 28 年熊本地震を受けて改訂された下水道 BCP（業務継続計画）策定マニュアル等を踏まえ、市の上下水道 BCP（業務継続計画）のブラッシュアップを促進する。

#### 【合併処理浄化槽への転換促進】

- ・単独処理浄化槽（みなし浄化槽）やくみ取り便所を使用している家庭からの生活雑排水は、生活環境の悪化につながるため、下水道の整備が 7 年以内に見込まれない地域に合併処理浄化槽への切り替えを促進しているが、災害時には生活環境が悪化することが想定されるため、補助金や啓発活動を通じて合併処理浄化槽への切り替えを促進する。

#### 【電気事業者の災害対応力強化】

- ・電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、必要に応じ、電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の災害対応力強化及び復旧の迅速化を図るよう促進する。

#### 【ライフライン事業者との協力連携の強化】

- ・ライフラインの復旧への協力体制を整えるため、平常時からの情報交換を行うとともに、総合防災訓練へ関係事業者に参加いただくなど、連携の強化を図る。

## 16. 地域交通ネットワークの分断

### 【道路ネットワークの確保】

- ・風水害、地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないように、最低限、緊急車両が通行できる機能を確保する必要がある。そのためには、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋梁の長寿命化耐震化等を推進していく。また、緊急輸送道路等の確保と共に、それに繋がる幹線道路等の整備についても、必要性等を勘案し、橋梁の長寿命化、耐震化等災害に備えた対策を進める。

### 【孤立集落の発生に備えた樹木伐採】

- ・本市の地形的特性上、大規模災害により集落の孤立が多発した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念されるため、道路整備等による孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を引き続き促進する。

### 【樽見鉄道との連携、存続支援】

- ・樽見鉄道は、地域を支える重要な交通機関であることから、県及び沿線自治体などと連携し、存続を支援する。

### 【道路等の復旧に係る体制の構築】

- ・関係団体による被害状況の調査や、公共施設の応急復旧活動への協力について、体制を構築する。また、平時から連絡を密にし、連携を強化する。

## 17. 異常渇水による用水の供給の長期間にわたる途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

### 【農地・農業水利施設等の適切な保全管理】

- ・農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域の活動組織が主体となった農地や農業水利施設等を保全管理する取組の支援を継続する。

### 【農業水利施設の老朽化対策】

- ・老朽化した農業水利施設の更新を進めるとともに、施設の維持管理を確実に実施する。

## 6.制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 18. 市街地での大規模火災

#### 【市街地整備の促進】

- ・都市の防災機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建築物が密集している地区等において、建物の耐震化、不燃化等を図る。

#### 【狭あい道路解消】

- ・安全で安心な街づくりのために、また、緊急車両等の通行に妨げがないよう狭あい道路の整備を促進する。

#### 【土地区画整理事業等の促進】

- ・土地区画整理事業・地区計画等を促進することにより、狭あい道路の解消を行い、火災の延焼防止等、都市防災機能の向上を図る。

#### 【公園整備の促進】

- ・公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、計画的に整備する。

### 19. 河川構造物等の損壊・機能不全による二次災害の発生

#### 【河川構造物等の維持管理対策】

- ・市が管理する河川構造物等について、制御不能な二次災害を発生させないために適切な維持管理をする。

### 20. 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

#### 【農林道の整備】

- ・「本巢市森林整備計画」等に基づく林道の計画的な整備を促進するとともに、既存林道や施設の維持管理をする。また、農業の振興を図る地域の支線的な農道等についても施設の維持管理をする。

#### 【災害に強い森林づくり】

- ・「本巢市森林整備計画」における森林機能区分に基づく個別の森林において重視する機能を持続的に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図るとともに、適正な森林施業を県とともに適宜実施し、健全な森林資源の維持造成を図る。

## 21. 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

### 【災害廃棄物処理体制の充実強化】

- ・衛生的な生活環境を保持するためには、災害廃棄物を円滑に処理することが必要なため、「本巢市災害廃棄物処理計画」に基づき仮置き場候補地を選定するなど、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整えているが、計画の更新、災害に強靱なごみ焼却施設の整備など、引き続き処理体制の充実を図る。

## 7.地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

## 22. 人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

### 【被災住宅への支援】

- ・被災住宅からの土砂撤去、屋根等の応急修理について災害ボランティア等との連携を強化する。また、被害認定調査と罹災証明書発行業務が迅速に行われるよう被害の状況に応じて災害救助法、被災者生活再建支援法や県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用し被災者の生活再建を支援する。

### 【応急危険度判定士育成】

- ・余震等による二次災害を防止するため、地震による被災建築物の危険度判定を行う地震被災地建築物応急危険度判定士の計画的な確保と、地震災害時に迅速に活動する体制の整備を図る。

### 【ボランティア対策】

- ・災害ボランティアに対し、大規模災害が発生した際、初期対応に遅れが生ずることなく円滑に活動できるよう、事前に災害時に活躍が期待できるアマチュア無線やオフロード愛好家などのNPOの洗い出しをする。また、本巢市社会福祉協議会などの関係機関と連携し、運営訓練を実施する。

### 【自主防災組織の育成】

- ・市内113の地域で自主防災組織が組織され、防災訓練等積極的な防災活動に取り組んでいる。地域特性に応じ各組織が必要な資機材を配備できるよう、活性化事業補助金を継続するとともに、防災士資格取得を促進するなど、活動支援を行っており、引き続き支援する。

### 【防災士育成】

- ・地域が主体的に避難所の運営を行うことにより、平常時のコミュニティを活かした運営の円滑化、職員が他の復旧業務に従事することによる復旧の迅速化も見込むことができるため、高度な防災知識と技能を有し、地域の防災リーダーとなる防災士を育成し、地域の避難所運営能力の向上を図る。

#### 【建設業の担い手育成・確保】

- ・地域の復旧・復興の中心となる建設業を担う人材の育成・確保を図るため、魅力ある労働環境の整備などを通じて、将来にわたって希望と誇りの持てる建設業の確立を支援する。

#### 【災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成】

- ・大規模災害発生時に「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議」と速やかに連携し、ボランティアの受入体制を整備する。また、ボランティアの受入体制を事前に整備するため、平時から社会福祉協議会等関係機関との意見交換や研修・訓練などを通じて、「顔の見える」関係づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図る。
- ・大規模災害時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、職員を養成する。

#### 【TEC-FORCE の派遣体制確立】

- ・国土交通省の TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）やリエゾンについて、受入に係る体制を確立するため、連携を強化し、応急復旧を迅速に行う体制の充実を図る。

#### 【復旧・復興体制の整備】

- ・復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制を整備する。

### 23. 幹線道路の損壊や液状化等による復旧・復興の大幅な遅れ

#### 【道路等の復旧に係る体制の構築】

- ・関係団体による被害状況の調査や、公共施設の応急復旧活動への協力について、体制を構築する。また、平時から連絡を密にし、連携を強化する。

### 24. 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

#### 【文化財の保護対策の推進】

- ・地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や、耐震調査・耐震補強等への支援を行う。

#### 【環境保全の推進】

- ・本市の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりを推進する。

## 25. 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

### 【地籍調査】

- ・土地の境界確認が円滑に行われることが、迅速な復旧、復興に繋がるため、地籍調査事業を引き続き推進する。



本巢市国土強靱化地域計画  
～強く、しなやかで活力あるまち・本巢を次世代に引き継ぐために～

令和3年（2021）年3月

発行 本巢市

編集 本巢市総務部総務課総務係  
〒501-1292 本巢市文殊324番地  
電話番号 0581-34-5020